

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 6 月 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和7年6月9日

開　　会	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5	市長の行政報告
日程第6	議案第28号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市税条例の一部改正）
日程第7	議案第29号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市入湯税条例の一部改正）
日程第8	議案第30号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市都市計画税条例の一部改正）
日程第9	議案第31号　専決処分の承認を求めることについて （岩出市国民健康保険税条例の一部改正）
日程第10	議案第32号　専決処分の承認を求めることについて （令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号）
日程第11	議案第33号　専決処分の承認を求めることについて （令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）
日程第12	議案第34号　専決処分の承認を求めることについて （令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）
日程第13	議案第35号　専決処分の承認を求めることについて （令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）
日程第14	議案第36号　専決処分の承認を求めることについて （令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号）
日程第15	議案第37号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第16	議案第38号　令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第39号　令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第40号　令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第41号　令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)

- | | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第20 | 議案第42号 | 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第21 | 議案第43号 | 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第22 | 議案第44号 | 市道路線の認定について |
| 日程第23 | 議案第45号 | 動産の取得について |
| 日程第24 | 議案第46号 | 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について |

開会

(9時30分)

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和7年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に入る前に、去る5月19日にご逝去されました故梅田哲也議員のご冥福をお祈りいたしまして、黙禱をささげたいと思います。

場内の皆様、ご起立お願いいたします。

(全員起立)

○玉田議長 黙禱。

(黙 禱)

○玉田議長 黙禱を終わります。

ご着席ください。

(全員着席)

○玉田議長 故梅田哲也議員に哀悼の意を表すため、議会を代表し、故梅田哲也議員の御霊の前に対しまして、謹んで追悼の辞を申し上げたいと思います。

追悼の辞

故梅田哲也議員は、去る5月19日、突然の病によりご逝去されました。本日、令和7年第2回岩出市議会定例会に、在りし日の梅田哲也議員の姿に接することができず、議員一同、惜別の情を禁じ得ないところでございます。

顧みますと、故梅田哲也議員は、平成25年に初当選以来、議会運営委員会委員長をはじめ、総務建設常任委員会委員長など、数々の要職を歴任し、住民福祉の発展に尽くしてこられました。

再びあなたと相まみえることはかないませんが、あなたのご威徳と、幾多のご功績は永久に、本市政に携わる者、市民の胸に生き、長くたたえられることでありましょう。残された私たちは、岩出市のため全力を傾注することをお誓い申し上げ、ひたすらご冥福をお祈りし、ここに限りない哀悼の意をささげ、追悼の言葉といたします。

令和7年6月9日

岩出市議会議長 玉田隆紀

市長から発言を求められていますので、これを許可します。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

追悼の言葉

お許しを得ましたので、去る5月19日、逝去されました故梅田哲也議員の御霊に対し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

梅田議員は、去る5月19日、突然帰らぬ人となりました。本日の令和7年第2回岩出市議会において、あなたが座るはずの席で、あなたの姿を見ることも、声を聞くことももうできません。

顧みますと、あなたは平成25年1月の岩出市議会議員選挙に立候補され、見事初当選されました。その後、現在に至るまで4期12年という長きにわたり、市議会議員として岩出市に多大なる貢献をされました。この間、議会議員として、数々の要職を歴任され、令和7年2月からは議会運営委員会委員長を務められるなど、岩出市議会として、なくてはならない存在であり、また議会会派創生岩出の代表として、岩出市議会の円滑な運営に尽力をいただきました。

また、あなたの実直で真摯に仕事に取り組む姿勢は市民の模範となるものであり、周りの方々もみんなあなたを慕っておりました。

私たちは、岩出市議会議員として、常に岩出市の発展のために全力をささげてこられたあなたのご意志を強く受け止め、職員一同、さらに全力を尽くして精進し、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に努めることをお誓い申し上げ、ここに謹んで梅田哲也議員の生前のご功績をたたえ、心からご冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉とさせていただきます。

令和7年6月9日

岩出市長 中芝正幸

○玉田議長 ありがとうございます。ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第28号から議案第45号までの議案18件につきましては、提案理由の説明、議案第46号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

## 日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、井神慶久議員及び7番、福岡進二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 会期の決定

○玉田議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

5月16日に開催された令和7年度和歌山県市議会議長会第1回総会における永年在職議員表彰式にて、本市議会においては、田中宏幸議員が正副議長4年以上の特別表彰を、吉本勸曜元議員が議員20年以上の特別表彰を受けました。

また、5月20日に開催された第101回全国市議会議長会定期総会における表彰式において、本市議会においては、田中宏幸議員が正副議長表彰4年以上の一般表彰を受けましたので、ご報告いたします。

なお、田中宏幸議員につきましては、全国市議会議長会社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会委員の退任に当たり、感謝状を受けましたので、併せてご報告いたします。

誠におめでとうございます。これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためご活躍賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職氏名は配付の写しのとおりです。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案19件と報告5件であります。

次に、令和7年第1回定例会から令和7年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和7年度市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和7年4月17日木曜日、京都市のホテルオークラ京都にて、第90回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、令和6年4月18日から令和7年3月31日までの会務報告、令和5年度会計歳入歳出決算、令和6年度会計前期の出納検査結果報告、支部提出議案3件の審議、会長提出議案の令和7年度会計予算の審議、役員の選任が行われ、当市は近畿市議会議長会理事及び全国市議会議長会評議員に選任されました。その後、新旧役員代表による挨拶が行われ、最後に、次期定期総会開催市である兵庫県の丹波篠山市議会議長の挨拶があり、定期総会が閉会されました。

定期総会閉会后、杏林大学客員教授、こども家庭庁参与、前三鷹市長、清原慶子氏を講師に招き、「こどもまんなか社会」の推進のために地方議会に期待されることと題して、研修会が開催されました。

次に、令和7年5月16日金曜日、紀の川市の市立打田生涯学習センターにて、令和7年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、永年在職議員表彰式に引き続き、令和7年1月28日から令和7年5月15日までの会務報告、令和6年度和歌山県市議会議長会会計決算及び令和7年度和歌山県市議会議長会会計予算の審議を行いました。

その後、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、海南市で令和8年2月10日を開催予定とすることを決定、その他として、故岸本周平前和歌山県知事県民葬の件及び国土強靱化の推進に関する要望活動案の件を協議し、令和7年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

次に、令和7年5月20日火曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムにて全国市議会議長会第101回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの会務報告、各委員会事務報告、令和5年度全国市議会議長会各会計決算及び令和7年度全国市議会議長会各会計予算の審議、部会提出議案27件及び会長提出議案5件の審議、部会等推薦役員の選任、相談役委嘱の後、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第101回定期総会が閉会されました。

次に、令和7年5月26日、27日の両日にわたり、和歌山県市議会議長会は、和歌山県選出国會議員及び国土交通大臣並びに国土交通省に対して、国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める要望活動を行い、その要望活動に議長が参加いたしました。

主な内容は、5月26日月曜日、衆議院第二議員会館において、山本大地議員、石田真敏議員、浮島とも子議員に要望、参議院会館に移動し、鶴保庸介議員に要望、衆議院第一議員会館に移動し、林佑美議員、世耕弘成議員に要望、国土交通省に移動し、中野洋昌国土交通大臣に要望いたしました。

5月27日火曜日、国土交通省において、国土交通省技監をはじめ、水道事業課長、下水道事業課長、環境安全防災課長、国道技術課長、水管理国土保全局長、道路局次長、上下水道審議官に要望いたしました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 市長の行政報告

○玉田議長 日程第5 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 議員の皆様におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日、皆様にご出席をいただき、令和7年第2回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告をいたします。

初めに、本年、29回目を迎えます市政懇談会についてであります。区自治会長会との共催により、7月23日から9月13日の間、市内12会場で実施をいたします。議員各位のご協力、よろしくお願いを申し上げます。

次に、職員採用試験についてであります。本年7月採用として、社会人や大学卒業者等を対象とした試験を4月、5月に実施をいたしました。また、7月の13日には、

令和8年4月採用に係る一次試験を実施いたします。

なお、7月採用予定者数は、一般事務職が社会人枠と大学卒業枠でそれぞれ5名程度、保健師が3名程度です。その他の区分には応募がありませんでした。

4月採用については、一般事務職、技師、保健師、保育士、社会福祉士、助産師、福祉職について募集区分ごとに2名から5名程度としております。

また次に、クリーン缶トリー運動イン岩出についてであります。本年度は環境月間に合わせ、昨日の6月8日日曜日に、市内5会場で実施をいたしました。議員各位におかれましては、各会場へのご参加ありがとうございました。今後もこの運動を通して、ごみのないまち、きれいなまち、美しいふるさとづくりに取り組んでまいります。

また、今年度からクリーンセンターの基幹的設備改良工事が本格的に始まりますので、さらなるごみの減量化、再資源化に向けた周知啓発にも併せて取り組んでまいります。

次に、住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に備え、市では住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震化に取り組んでいます。

昨年度発生しました能登半島地震の影響から、震災に対する市民の関心が高まり、耐震事業への問合せも増えてきています。1件でも多くの耐震化が図られるよう、本定例会において、耐震事業に対する補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、大阪・関西万博への岩出市出展についてであります。5月18日、大阪・関西万博に出展し、岩出市の観光資源や、特産品の魅力を国内外の来場者へ紹介をいたしました。特に、根来の子守唄や、根来鉄砲隊のパフォーマンスが注目を集め、観光情報も積極的に発信をいたしました。また、物販ブースでは、地元の産品を販売し、多くの来場者が岩出市の味を楽しみました。今回の出展を契機に、今後、さらなる市内外への観光PRを強化し、岩出市の魅力を広く伝えてまいります。

次に、いわで夏まつりについてであります。本年の開催については、8月の最終土曜日の30日に開催することが、去る5月27日のいわで夏まつり実行委員会において決定されました。昨年は台風により安全確保の観点から、やむなく開催を見送ることになり、今年は2年ぶりの実施となります。いわで夏まつりは、市民の皆さんのみならず、近隣市町からも多くの来場者が訪れるイベントであり、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を市内外にPRする絶好の機会であります。開催に当

たりましては、各団体と連携をし、準備を進め、本番に向け万全の安全対策を講じてまいります。

次に、教育関係についてであります。学校教育分野では、令和6年度の卒業式及び令和7年度の入学式では、議員各位にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、GIGAスクール構想による小中学生1人1台の端末が、導入後5年目を迎え、本年度端末の更新を行います。和歌山県教育委員会の共同調達により、業者を選定し、仮契約を行い、国の補助率3分の2の下で、児童生徒・教員用、予備機合わせて4,996台を更新いたします。

本定例会に、動産の取得について議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

本日、ご説明を申し上げましたこれらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方のご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第23 議案第45号 動産の取得について

○玉田議長 日程第6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第23 議案第45号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が9件、条例案件が1件、令和7年度の補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が1件の18件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件について、ご説明いたします。

議案第28号 岩出市税条例の一部改正、議案第29号 岩出市入湯税条例の一部改正、議案第30号 岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第31号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法等の改正等に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第32号 令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号についてであります。既決の予算の総額に3億662万8,000円を追加するほか、繰越明許費について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による地方交付税の補正のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、国民健康保険特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金、精算による返還金及び決算収支見込みによる基金積立金などについて補正を行うものであります。

次に、議案第33号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額に400万5,000円を追加したものであります。

主な内容は、歳入では、保険給付費等交付金（特別交付金）のほか、財政対策補助金（県）、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、未就学児均等割保険税軽減繰入金、産前産後保険税軽減繰入金、出産育児一時金等繰入金及びその他一般会計繰入金（地方単独事業波及分）について、歳出では、出産育児一時金及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正を行うものであります。

次に、議案第34号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決予算の総額から2,877万1,000円を減額したものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費財政調整交付金のほか、地域支援事業費に係る国庫支出金、介護給付費に係る支払基金交付金、介護給付費及び地域支援事業費に係る県支出金、一般会計繰入金、雑入について、歳出では、介護認定審査会費のほか、認定調査等費、介護サービスに係る保険給付費、サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、包括支援センター管理費、任意事業費、介護給付費準備基金積立金について補正を行うものであります。

次に、議案第35号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号についてであります。既決の予算の総額から1,641万5,000円を減額したものであります。

主な内容は、墓地使用の申込件数が当初の見込数を下回ったことにより補正を行うものであります。

次に、議案第36号 令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号についてであります。

すが、既決の予算の総額に2,088万1,000円を追加したものであります。

主な内容は、歳入では、和歌山県知事選挙費県委託金について、歳出では、和歌山県知事選挙費について補正を行うものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第37号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。投票立会人等の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じるものとする事について、所要の改正をするものであります。

続いて、令和7年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に2,885万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金の事業財源のほか、諸収入について、歳出では、人事異動等による人件費のほか、参議院議員選挙費、高齢者補聴器購入費助成事業費、後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、生活保護費におけるシステム改修費、岩出市住宅耐震化促進事業費、下水道事業会計出資金、コミュニティ助成事業補助金などの補正を行うものであります。

議案第39号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に46万2,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険システム改修のための保険給付費等交付金（特別交付金）について、歳出では、制度改正に伴う国民健康保険システム改修委託料について補正を行うものであります。

議案第40号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に612万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国庫・県支出金及び市繰入金のほか、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

議案第41号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に77万円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、資格確認書の郵便代に係る事務費繰入金について、歳出では、資格確認書の郵送に伴う通信運搬費について補正を行うものであります。

議案第42号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から2,303万6,000円を減額するものであります。

主な内容は、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

議案第43号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から454万4,000円を減額し、既決の資本的収入の予定額から2,151万3,000円を減額し、既決の資本的支出の予定額から1,696万9,000円を減額するものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

続いて、市道路線の認定案件についてご説明いたします。

議案第44号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路5路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第45号 動産の取得についてであります。GIGAスクール構想に伴う1人1台端末を更新するものであり、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び動産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第46号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○玉田議長 日程第24 議案第46号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長

○川端副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明申し上げます。

議案第46号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現岩出市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、引き続き同委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

主な経歴につきましては別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○玉田議長 これより質疑に入ります。

議案第46号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第46号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議案第46号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月13日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月13日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

なお、6月13日金曜日以降の会議は、岩出市役所の市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時13分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 6 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和7年6月13日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第29号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市入湯税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第30号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第31号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第7 | 議案第32号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号) |
| 日程第8 | 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第9 | 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第10 | 議案第35号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第11 | 議案第36号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号) |
| 日程第12 | 議案第37号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第38号 | 令和7年度岩出市一般会計補正予算
(第2号) |
| 日程第14 | 議案第39号 | 令和7年度岩出市国民健康保険特別
会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第40号 | 令和7年度岩出市介護保険特別
会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第41号 | 令和7年度岩出市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第42号 | 令和7年度岩出市水道事業会計補
正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第43号 | 令和7年度岩出市下水道事業会計
補正予算(第1号) |

- 日程第19 議案第44号 市道路線の認定について
日程第20 議案第45号 動産の取得について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第28号から議案第45号までの議案18件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 諸般の報告

○玉田議長 日程第2 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第20 議案第45号 動産の取得について

○玉田議長 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第20 議案第45号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は

簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第38号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）について、3款1項3目18節の高齢者補聴器購入費助成金について、3点お伺いしたいと思います。

この助成の対象の方についてお伺いしたいのと、2点目にどのような補聴器が対象なのか。そして3点目に、申請が上限2万円で30名ということで、60万の予算ということですが、今回の補正額を超えた場合はどうするのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 おはようございます。

大上議員のご質疑、高齢者補聴器購入費助成金についてお答えいたします。

まず1点目、助成対象については、1、岩出市に住民票がある65歳以上の方、2、住民税非課税世帯の方、3、両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とならない方、4、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方、これら全ての要件に該当する方を想定しています。

続いて2点目、どのような補聴器が対象かについては、管理医療機器としての補聴器を対象とし、非医療機器である集音器は対象外となります。

続いて3点目、申請が今回補正額を超えた場合はどうするのかにつきましては、既に実施している市町の実績を参考に、30人分を見込んでいるところではありますが、今後の申請状況を注視してまいります。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 1点再質問させていただきます。

補聴器の種類については、専門医等にご相談ということだったんですが、集音器

を名乗って、電気屋さん等でも補聴器というふうなことで銘柄で売っているケースがあると思うんですけども、専門医に相談しながら選ぶというのが、補聴器購入するには臨まれると思うんですけども、利用する方々への周知についてはどのようにされるのでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 大上議員の再質疑にお答えします。

制度周知については、広報、それからウェブサイトのほか、市内の耳鼻科や眼鏡店などを考えています。

専門医の相談が必要ということですけども、補聴器申請の流れとしては、住民票や、それから非課税要件に当てはまっているという確認もあるので、まずは市へ問合せいただいて、申請書をお渡しいたします。申請書には、装着に関する耳鼻咽喉科の医師の意見書欄があり、それに記入していただいて、聴覚検査表や見積書を添付して申請いただく流れとなりますので、専門医と相談の上、ご購入いただけるものと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第45号の質疑をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 議案第45号 動産の取得について、3点お伺いしたいと思います。

随意契約になった理由についてお伺いしたいと思います。

2点目に、協定書に基づく随意契約とあるのですが、協定の内容についてお伺いしたいと思います。

3点目に、導入後、使用してから5年で更新ということなんですけども、この理由についてもお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ご質疑にお答えします。

1番目の随意契約になった理由は、については、共同調達に当たり、県と県内市町村で設置した和歌山県市町村教育情報化推進協議会により、共通仕様書を作成し、入札が行われた結果、締結された協定書に記載の内容に基づき、事業者と各市町村が個別に随意契約を行うものです。

次に、2番目の協定書に基づく随意契約とあるが、協定の内容は、についてですが、端末の仕様や、契約機器台数増減に伴う契約単価に関する特記事項、個人情報保護に関する守秘義務などが記載されています。

最後に、3番目の導入後5年で更新の理由は、についてですが、一般的に資産の減価償却に利用されている国税庁の主な減価償却資産の耐用年数表では、タブレットなどの端末機器は電子計算機に分類され、その耐用年数は4年とされています。

令和2年に整備し、5年経過間近である岩出市の端末においても、故障端末やバッテリーの劣化が多く見受けられることから、GIGA端末を活用した子供たちの学びを止めないよう、国の施策に準じて更新を行うものです。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 3点お伺いしたいと思います。

4,996台ということなんですけども、児童生徒用、また教員用、予備機ということで、合わせて4,996とお伺いしております。この内訳についてお伺いしたいのと、予備機についても国の補助があるのか、お伺いしたいと思います。

2点目に5年後も端末更新が予定されるのであるのか。また、そのときも国からの3分の2の補助があるのかについてもお伺いしたいと思います。

3点目に、5年後の更新ということだったのであれば、7年度の一般会計の予算に計上されてなかった理由についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ちょっと順番狂うんですけど、1番目の2点目の予備機の話なんですけども、一応購入台数の15%、児童生徒のみ対象となっております、教職員分は対象外となっております。

あと、1点目の内訳なんですけども、合計で4,996台という内訳の中で、児童分の台数が予備機を含めまして3,180台、生徒分が1,486台、小学校の教職員分が219台、中学校の教員分が111台、合計4,996台となっております。

続いて、2点目の5年後も国の補助金の制度があるのかどうかについては、今のところは、その情報は出ておりません。なので、国の動向を注視して、また検討してまいります。

3点目、5年後の改定を見越して、7年度の予算にということなんですけども、令和7年度の一般会計予算の中で、端末の機器、情報の予算は上程させていただ

ておりますので、それに基づきまして、こちらのほう、議案提出させていただいて  
おりますので、よろしくお願いたします。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごと  
に質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第31号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、岩出市国民健康保  
険税条例の一部改正についてであります。

課税限度額の改正に伴う影響について、教えてください。

2点目は、軽減判定所得が拡大されているが、それぞれの世帯数の状況について  
お聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 市來議員の質疑にお答えいたします。

ご質疑の1点目、2点目ともに、令和7年6月6日現在の試算値でお答えいたし  
ます。まず1点目、課税限度額の改正に伴う影響は、についてですが、基礎課税額  
の課税限度額を1万円引き上げる改正により、課税限度額を超過する世帯は85世帯  
で、改正前と比較し、5世帯の減、影響額は86万8,291円の増となります。

また、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げる改正による課  
税限度額超過世帯数は57世帯で、改正前と比較し16世帯の減、影響額は129万3,243  
円の増となります。

次に2点目、軽減判定所得が拡大されているが、それぞれの世帯数の状況は、に  
つきましては、まず、国保税額が5割軽減の軽減対象世帯数は1,020世帯で、改正  
前と比較し39世帯の増、2割軽減の軽減対象世帯は790世帯で、改正前と比較し、  
2世帯の増となります。

○玉田議長 再質疑はありますか。

(な し)

○玉田議長 続きまして、議案第32号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、令和6年度岩出市

一般会計補正予算です。

まず1つ目は、11ページの2款になるんですが、1項1目12節の委託料、職員健康診断委託料で82万減となった理由についてお答えください。

続いて、17ページの4款2項で、クリーンセンター費の委託料です。それぞれの委託料が減っている要因は何かということと、ごみの減量化が進んで、普通は分別を図れば、当然こちらの委託料というか、量が増えるんですから、増えるはずなんですけど、そうした意味では、ごみの減量化が進んでいると見ていいのかどうかという点もちょっとお聞かせください。

最後、21ページの7款5目土木費、公営住宅管理費についてですが、1,995万円減額となっています。その理由について教えてください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員ご質疑の1点目、職員健康診断委託料マイナス82万8,000円となった理由についてお答えいたします。

減額となった主な理由は、一般職員、会計年度任用職員ともに、乳がん検診と子宮がん検診の受診者が、当初予算の見込人数より少なかったためとなっております。

○玉田議長 クリーンセンター所長。

○伊野部クリーンセンター所長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

委託料の減っている要因でございますが、灰等埋立処分委託料につきましては、ごみ処理量の減による灰等の減となっております。粗大ごみ処理委託料につきましては、粗大ごみ処理量の減によるものでございます。不燃物ごみ処理委託料につきましては、缶、瓶等処理量の減によるものでございます。不燃物ごみ運搬処理委託料につきましては、缶、瓶等運搬量の減によるものです。資源ごみ処理委託料につきましては、廃プラスチック処理量の減によるものでございます。

また、資源ごみである段ボール、雑誌等の紙類、ペットボトル、衣類、鉄、アルミ、スラグの売却収入は1,458万9,939円であり、それぞれごみの減量化、また再資源化が図られているものと考えてございます。

○玉田議長 土木課長。

○金川土木課長 市来議員のご質疑、7款5項1目14節工事請負費の1,995万円の減額理由についてお答えいたします。

市営住宅川尻団地長寿命化事業における居住性向上工事において、当初、室内を全面改修する計画で予算計上していましたが、居住しながらの工事施工となること

から、事業着手前に、再度入居者と協議を行った結果、浴室、給湯器などの工事へ計画変更したことによる減額となります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、健康診断の委託料についてですが、子宮の検査だったりとかいう部分については、少なかったということなんですけど、これって、申請というか、受けたいというふうに手を挙げてやるものなのかという点をちょっとお聞かせいただきたいです。

あと、公営住宅の管理費の関係で、今回、川尻の団地という形だったんですが、その他の公営住宅の件はどのようになっているのかという点をお聞かせください。

あとは、住みながら、今回は居住者との協議を行いながらやったということになっているんですが、例えば、ほかに修繕が必要になった場合というのは、どのようになるのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、希望者の受診となっております。

○玉田議長 土木課長。

○金川土木課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

まず、ほかの市営住宅の状態はどうなっているのか、につきましては、この事業をもって、ほかの市営住宅を含めて、長寿命化工事は全て完了です。

次に、今後、修繕が必要になってくればということなんですけども、現在のところ支障がありませんので、あれなんですけども、支障が出た場合に、その都度、修繕で対応したいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第37号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案37号についてです。現行から改正後、この表では、それぞれの報酬額というのがちょっと分からないんですが、報酬額というのは、一体どのようになるのかということの回答をお願いします。

○玉田議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員の質疑にお答えいたします。

各報酬額は、本年6月4日付で法改正が行われておりまして、全ての区分で増額となっております。法改正後、前後の金額を申し上げます。

投票所の投票管理者が1万2,800円から1万4,500円、プラスの1,700円、期日前投票所の投票管理者が1万1,300円から1万2,800円、1,500円の増、開票管理者1万800円から1万2,200円、1,400円の増、選挙長1万800円から1万2,200円、1,400円の増、投票所の投票立会人1万900円から1万2,400円、1,500円の増、期日前投票所の投票立会人9,600円から1万900円、1,300円の増、開票立会人8,900円から1万100円、1,200円の増、選挙立会人8,900円から1万100円、1,200円の増となります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 金額なんですけど、この金額を今回、改正案のこの部分に載せられなかったという理由って何ですか。これ1点だけです。

○玉田議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

過去の経緯等は存じませんが、これまで国の法改正に合わせて、その都度、それぞれの金額がございますので、条例改正を行ってきております。しかし、今後、急な法改正にも迅速かつ柔軟に対応できるように、法に準じた金額とするように条例を改正させていただいたものでございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第45号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 動産の取得についてです。今回、共同調達にした理由とメリットについてをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 議案第45号への質疑、共同調達にした理由とメリットは、についてお答えいたします。

今回のG I G A端末更新では、都道府県単位での共同調達に参加することで、端末購入経費に対する3分の2の補助を得られること、また、個々の市町村がそれぞれ調達するよりも、複数の自治体でまとめて調達することでコストの圧縮が図られ、入札手続など、事務手続が簡素化されることが、共同調達にした理由とメリットです。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 これはコストが削減されたという点なんですけど、一体どれぐらいの削減されたというのは考えますか。その点分かりますか。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

共同調達したメリットについてですが、先ほどの答弁のとおり、入札手続が簡素化されたということは、職員の負担が軽減されたとともに、端末の機器購入単価ですけども、一応あくまでもちょっと調査したところ、参考価格では、今回の端末に関しては市場価格でおよそ6万5,000円という価格が出ておりますので、今回5万5,000円で購入ということになっておりますので、その点でも価格的なメリットもあると考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 機器が変更になるのかということなんですけど、使う生徒や児童や、また先生ですね、教員の方々というのは、そういった変更に伴う支障というのはないでしょうか。その辺はどうなりますか。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 市來議員の再々質疑にお答えいたします。

今回、OSがWindowsからChromeに変わるということで、現場としては変更点があるんですけども、一応、今回機種を決定するに当たりましては、市内で、ICT担当教員、学校長が参加する推進協議会というものを作成しまして、その中での意見聴取の中で、やはり壊れやすい端末はちょっと避けてほしいと。起動が早く、カメラの写りがいいものとか、そういう細かい点をお聞きしました上で、今回、Chromeというものにさせていただいています。また、Chromeに

準じて、ソフトなども変わりますが、その辺は教員研修で実施してまいりたいと考えております。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第28号から議案第45号までの議案18件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第45号までの議案18件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 6 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和7年6月23日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 諸般の報告 | |
| 日程第2 | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第29号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市入湯税条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第30号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第31号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第32号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号) |
| 日程第7 | 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第8 | 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第9 | 議案第35号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第10 | 議案第36号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号) |
| 日程第11 | 議案第37号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第38号 | 令和7年度岩出市一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第39号 | 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第40号 | 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第41号 | 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
号) |
| 日程第16 | 議案第42号 | 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第43号 | 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第44号 | 市道路線の認定について |

- 日程第19 議案第45号 動産の取得について
- 日程第20 選挙第10号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第28号から議案第45号までの議案18件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙について、配付の写しのとおり、選出依頼がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第19 議案第45号 動産の取得について

○玉田議長 日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）から日程第19 議案第45号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案18件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月13日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件外、議案10件です。

当委員会は6月17日火曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例

の一部改正)、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号)所管部分、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号)、議案第37号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算(第2号)所管部分、議案第42号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第43号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第44号 市道路線の認定の件、以上11議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第32号の所管部分、議案第35号及び議案第36号は承認、議案第37号、議案第38号の所管部分、議案第42号及び議案第43号は可決、議案第44号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告します。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例の一部改正)、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市入湯税条例の一部改正)及び議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市都市計画税条例の一部改正)では、質疑はありませんでした。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号)所管部分では、デジタル田園都市国家構想交付金について。道の駅の改修事業の実績で減額となった具体的な内容は。物品売払収入について、公用車の乗換え時に下取りに出すのか、それとも入札をするのか。また、市消防団の消防車は入っているのか。急傾斜地崩壊対策負担金とはどのようなものか。どの地区の工事か。また、工事の内容はどのようなものか。急傾斜地崩壊対策負担金が減額となった理由は、について。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)では、令和6年度末で総販売可能区画数と累積販売数、返還された数、返還も含めて販売可能な残数は。目標数に届かなかった要因は。また、分析はしているのか。墓離れに対してビジョンを持っているのか、について。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号)では、投票立会人報酬、期日前投票立会人報酬について。立会人の応募人数は。また、抽せん方法は。投票日当日の立会人は地元優先ということだ

が、期日前投票についてはどうか。ポスター掲示板設置等委託料について。掲示板を流用することについて、県知事選挙の段階で議論したのか。また、掲示板の流用について、予算の削減等の検証は、について。

議案第37号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、住宅耐震化促進事業費県補助金について、増額補正の理由は。また、耐震改修に対する補助限度額は、について。

議案第42号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第43号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第44号 市道路線の認定の件では、西野13号線が市道となった経緯は。また、道路幅員が4メートルの箇所があるが問題はないのか。過去の開発に伴う道路幅員が4メートルの市道を市道認定していく方向性か。畑毛11号線について、完成の予定は。また、下水道の敷設はどうするのか、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 厚生文教常任委員会報告。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月13日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）外、議案8件です。

当委員会は6月18日水曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管

部分、議案第39号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第45号 動産の取得の件、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第31号、議案第32号の所管部分、議案第33号及び議案第34号は承認、議案第38号の所管部分、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第45号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）では、提案理由に、国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴うとあるが、この交付金の内容は。また、この交付金がなぜ改正に関係するのか。課税限度額の引上げについて、対象世帯数は。中間所得層の負担軽減分はどれぐらいか。課税限度額の上限額は市で独自に設定できないのか、について。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分では、特別障害者手当について減額となった理由は。また、利用月数が減っている理由は。障害者総合支援給付費の扶助費、生活介護について、減額の理由は。地域子ども・子育て支援事業費の放課後児童健全育成事業、学童保育委託料の減額理由は。また、学童保育指導員の時間数が減となった原因は。児童扶養手当の主な減額の理由は。また、受給者数減の要因はどのように理解しているのか。母子保健事業費について、委託料全般で減額となっているが、少子化が見られるのか、認識は。生活保護扶助費について、減額の要因は。土曜学習教室県補助金について、減額の理由は。また、生徒の人数等の状況及び講師の配置状況は。講師の確保について課題があるとのことだが、令和7年度について、現在の講師の状況はどうか。要保護・準要保護児童扶助費について、減額の理由は。また、対象の児童生徒が減っているのか。駅前ライブラリー管理業務委託料の減額の理由は。また、図書館司書を配置する考えは。学校給食運営費の賄材料費について減額となっている要因は、について。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）では、質疑はありませんでした。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、介護認定審査会費について申請が減少しているこ

とがマイナス要因とのことだが、健康な高齢者や介護を受けないで済んでいる高齢者が増えているという点について認識はどうか、について。

議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、高齢者補聴器購入費助成金について、上限額を2万円とした理由は。また、医療機関等へ調査した上で上限額を設定したのか。生活保護費のシステム改修委託料について、改修により何がどう変わるのか、について。

議案第39号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第41号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第45号 動産の取得の件では、今まで使っていたタブレットはどうなるのか、売却等を含めて、今後の流れは。製造元が回収とのことだが、その費用はどうなるのか。売却できると考えるが、無償で引取りということか、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号）、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号）、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号））、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号）、議案第37号

岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）、議案第39号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第42号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第43号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第44号 市道路線の認定の件、議案第45号 動産の取得の件、以上、議案18件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第28号から議案第45号までの議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第36号までの議案9件は、原案のとおり承認、議案第37号から議案第43号まで及び議案第45号の議案8件は、原案のとおり可決、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 選挙第10号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙

○玉田議長 日程第20 選挙第10号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、同組合議会議員のうち1名が欠員となったことに伴い、同組合同規約第5条第2号の規定により、本市議会議員の中から議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によることにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

本件については、福岡進二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました福岡進二議員を那賀衛生環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました福岡進二議員が、那賀衛生環境整備組合議会議員に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月26日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月26日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

( 9 時 53 分 )

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 6 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和7年6月26日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○玉田議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、3番、西野峻也議員、10番、田畑正昭議員、11番、三栖慎太郎議員、12番、尾和正之議員、13番、牛田佑佳議員、14番、市來利恵議員、以上8名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、11番、三栖慎太郎議員、14番、市來利恵議員の両名から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員、1番目の質問をお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

今議会では、根来さくらの里の状況についてと2025大阪・関西万博の活用についての2点について質問を行います。

最初に、道の駅根来さくらの里について質問を行います。

岩出市では、根来さくらの里とねごろ歴史の丘と2つの道の駅があり、それぞれ産業振興課、生涯学習課が運営に際し尽力され、まちの活性化に寄与されていることに感謝申し上げます。

今回、一般質問させていただく根来さくらの里については、3月15日にリニューアルされ、オープニングセレモニーには私も総務建設常任委員会の委員長として出

席させていただきました。リニューアルオープンのイベントとして、紅白の餅のプレゼントや常備野菜の詰め放題など、たくさんのお客さんでにぎわっていました。

そこで3点お尋ねいたします。

1点目として、道の駅さくらの里が3月にリニューアルされ、その後の来客数及び売上げ状況等についてお伺いいたします。

2点目として、道の駅については、指定管理者制度により運営を行っていますが、今後、さらに交流人口が創出されるために、どのようなイベント等を計画されているのか、お伺いいたします。

最後に3点目として、店頭精米コーナーについてです。現在、米の価格高騰及び米不足問題については、小泉農林水産大臣就任以来、随意契約が行われ、2,000円台の販売がされつつありますが、さくら里の精米コーナーは、現在どのような状況であるのか、お伺いいたします。

また、指定管理者でもあるJAの強みを生かし、安定供給ができることができれば、市民の皆さんに売り込むチャンスにもなり得ると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員ご質問の1番目、道の駅根来さくらの里の状況について、一括してお答えいたします。

1点目のリニューアル後の来客数は、また状況は、についてですが、道の駅根来さくらの里は、本年3月15日にリニューアルオープンし、来場者数、売上げともに前年を上回る結果となっております。具体的には、令和7年3月15日から5月末までの売上げは4,315万5,225円、販売数は2万1,553人で、前年同時期と比較して売上げは約388万2,000円、約10%増、販売数は3,325人、約18%増となっております。リニューアルイベントや施設の快適性向上が来場動機の一因となったと考えております。

2点目の今後の活性化に向けた計画についてですが、道の駅では指定管理者JAわかやまが中心になって、年間を通じて、イベント、桜まつりをはじめ、たくさんの企画をしております。令和7年度は30件を超えるイベントが予定されております。地場産品を活用した詰め放題・試食会、記念日に合わせたイベント、クリスマスや正月を意識した買物促進企画など、季節性や地域資源を生かしたイベントにより、交流人口の創出と販売増加による地元農家の収益確保につなげてまいります。

3点目の米の販売についてですが、岩出市産の米は、令和6年度産キヌムスメを9月下旬から3月下旬までに販売いたしました。岩出市産の新米が終了した後は、熊本県産の米が供給されておりましたが、6月22日に完売し、6月23日現在では福井産のお米に切り替えて販売しております。新米の販売は9月中旬以降の見込みでありまして、市としても、JAに対して地場産米の年間供給の継続を要望しながら、供給の確保に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許可します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

指定管理者でもあるJAわかやまが中心となって、年間を通じたイベントを多数企画しているとのことですが、イベント実施において、市はどのように関わっているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 答弁願います。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

イベントの主催は、指定管理者であるJAわかやまが担っていますが、市も積極的に関与しております。具体的には、毎月の定例販売促進会議において、実現性と効果のある内容をイベントの企画段階から協議しております。

また、後方支援としまして、広報いわでやプレスリリース、観光サイトなどを通じて周知支援を実施しております。今後も市と指定管理者が連携して、売上げ拡大に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、2025大阪・関西万博の活用について質問を行います。

大阪・関西万博については、建設コストの増加やパビリオンの建設遅れ、また会場のメタンガス検出による安全性の懸念、またチケット価格の高さなど、開催前は多くの批判がありましたが、それらを乗り越え、4月には盛大に開催し、連日盛況な状況であります。

先日、市長の行政報告の中では、大阪・関西万博への岩出市出展として、5月18

日に、大阪・関西万博において、岩出市の観光資源や特産品を来場者へPRするとともに、根来の子守唄や根来鉄砲隊のパフォーマンスを披露され、物販ブースでは地元の特産品を販売されたとの報告がありました。

そこで2点お尋ねいたします。

1点目として、岩出市の魅力を発信する場として、岩出市の日において、地元の特産品を販売したとのことですが、どのような特産品をPRしたのか。そして、売上額はどうかであったのか、お伺いいたします。また、岩出市の日については、市のウェブサイトを見ても、目立った広報活動をしているとは感じられず、せっかくの機会であったのに、住民の方もほとんど知らないような状況であったかと思うのですが、その辺りはどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、岩出市の小中学校の遠足での活用状況についてです。万博を校外学習の場として活用するに当たり、この先厳しい暑さが続くと言われている中、広い敷地を移動するため、日陰の少ない中、熱中症のおそれもあり、また生徒も有名なテーマパークのほうがいいとか、そのようなネガティブな視点で万博を批判する声も聞きました。もちろん様々な問題点については真摯に考え、対策する必要がありますが、最近の動向を聞いていますと、遠足等で訪れた学生たちの感想では、万博を体験できてよかった、また行きたいという声が多く聞くようになり、ようやく万博に対して後ろ向きではない、機運が高まってきており、今後ますます活気づいてくることを期待しています。

そこでお尋ねいたします。岩出市の小中学校での万博の活用について、予定を含め、現在どのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員ご質問の2番目、2025大阪・関西万博の活用についての1点目の岩出市が出展した日の内容は、についてお答えいたします。

5月18日に大阪・関西万博の関西パビリオン横の多目的エリアにて開催された、「IWADE CITY FESTIVAL～食べて飲んで感じて～」では、岩出市の魅力を来場者に広く発信すべく、地酒、黒あわび茸のつくだ煮や甘酒、あられ、根来塗のお箸などの民芸品といった特産品の販売を行いました。販売実績は、合計で48万1,255円に上り、特に黒あわび茸のつくだ煮は早々に完売になるなど、岩出市の特産品に対する高い関心が示されました。

また、当日は、根来鉄砲隊や根来の子守唄による歴史文化パフォーマンスも実施

し、岩出市の魅力を五感で体験できる構成となっており、6,903人の来場者を記録するなど、大きな盛り上がりを見せました。

広報面においては、岩出市公式ウェブサイトでの報道発表、きのくに21への出演によるPR、わかやま新報でのイベント紹介記事掲載、岩出市観光協会インスタグラムでの事前・当日の告知と報告投稿、市役所入り口のデジタルサイネージによる継続的なPR放映などを行い、市内外に向けた情報発信を行いました。

また、広報いわで7月号の表紙、特集として、万博での岩出市の取組を掲載予定となっております。ただし、一部市民の皆様から知らなかったという声があったことは事実であり、周知の方法に、まだ改善の余地があると受け止めております。今後は、市民の皆様にとって、よりよい身近で届きやすい手段、例えば市役所の施設内のチラシ配布やポスター掲示などもさらに強化し、広報に努めてまいります。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 福岡議員ご質問の2番目の2点目、小中学校での遠足の活用は、についてお答えいたします。

和歌山県大阪・関西万博教育旅行参加支援事業を活用した本市の校外学習の計画は、万博開幕前の令和6年度に各学校長の判断により申込みをしております。

まず、小学校についてですが、6月9日の山崎小学校を皮切りに、残り5校についても、9月18日から9月30日にかけて、順次万博に出かける予定としています。

次に、中学校では、修学旅行や社会見学、職場体験学習など、既に決定している行事が多く、日程調整が困難であることなど、総合的に判断し、参加をしない決定をしたと聞いております。

万博への教育旅行は、次代を担う子供たちが世界各地の最先端の技術に直接触れることができる貴重な機会であり、学校教育の充実を図る上でも興味深いものと考えています。また、先行した山崎小学校の情報を全ての学校で共有するとともに、子供たちが安心・安全に、かつ快適に万博を体験できるよう、今後も様々な情報を提供してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点、再質問を行います。

1点目として、広報面においては様々な周知を行ったとのことですが、実際には市民全体には情報が届いていないのではないかと感じます。

そこでお伺いいたします。情報が届いていない理由と、今後の改善点についてお

伺いたします。

2点目として、6月9日の山崎小学校の大阪・関西万博での様子はどうかであったのか。また、残り5校の小学校も9月以降順次万博に行く予定とのことですが、9月といえども残暑厳しいと思いますが、暑さへの安全対策等はどのように考えているのか、伺いたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員の再質問、市民全体に情報が届いていないのではないか、についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、市としては、ウェブや新聞、SNS、サイネージなどを活用し、情報を発信いたしました。市民向けの情報伝達において、課題があったと認識しております。

今後は、学校、商工会への直接通知や、市内スーパー、駅、公民館などの人の集まる場所でのポスター掲示のような接点強化型の広報施策を推進してまいります。広報の手段だけではなく、どう届けるかも重視し、話題となるような仕掛けづくりを検討してまいります。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 再質問の2点目、6月9日の山崎小学校の大阪・関西万博での様子についてお答えいたします。

山崎小学校の6年生は、事前学習を行って、見学当日に備えました。午前中はペア学年で、午後は学年単位で行動いたしました。高学年では未来の都市パビリオンがよかったなどの声が、低学年は命のパークというミストの出るところで喜び、大屋根リングに登って歩くことができよかったなどの声があり、児童に大変好評であったと報告を受けております。

次に、暑さへの安全対策についてですが、熱中症対策として、万博側はスポットクーラーの設置や、日陰となるパラソルの設置、冷却ミストの設置、給水施設も設置などの対策がされていることを確認しております。また、学校としましては、見学経路にミストシャワーを入れる、水分補給を徹底させる、休憩時間の確保、引率体制の強化などの安全対策を取るよう指示をしております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員、１番目の質問をお願いいたします。

○大上議員 ９番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、子宮頸がん予防についてと岩出市こども計画についての２点お伺いさせていただきます。

まず、１点目の子宮頸がん予防についてです。

令和６年度は、高校１年生及びキャッチアップ世代の合計１２学年の方が公費で接種できる最後の年でした。自治体だけでなく、国、医師、マスコミなど、様々な方面から接種の呼びかけがあり、期限間近となった夏頃に駆け込み接種の方も増えていると報道されておりました。

一方で、HPVワクチンの需要が急増したため、出荷制限を実施することとなり、予約が取りにくく、接種を諦める方も出てくる事態となりました。そのため、令和６年度末で終了予定であったキャッチアップ期間中に一度でも接種した場合に限り、残りの接種を最大１年間公費で受けられるように、経過処置が設けられました。しかし、そのような駆け込み接種があったにもかかわらず、報道されている最新の国内の接種率データによると、１２月時点での接種率は平均５８．８％となっており、いまだ十分な接種率であると言えない状況です。

また、接種率は地域や世代間で格差があることも分かっており、キャッチアップ世代の中でも緊急促進事業が行われた世代、２５歳から２７歳は８６．６％と高い水準ですが、昨年度の定期接種最後の世代であった１６歳は５２．３％、今年度定期接種世代に当たる１２歳から１５歳は２１．１％にとどまっています。

そこで、本市の昨年度の接種率についてと周知方法についてお伺いします。

まず、キャッチアップ世代、現１８歳から２８歳の方、そして昨年度定期接種最終世代、現１７歳、そして今年度定期接種最終年度を迎える世代、現１６歳、この３世代についての接種率についてお伺いします。

そして、昨年度の接種期限を迎える方に対しての周知方法についてもお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の１番目、子宮頸がん予防についての１点目

と2点目について、一括してお答えいたします。

昨年度のキャッチアップ世代は、平成9年4月2日生まれから平成20年4月1日生まれの現18歳から28歳であり、接種率は、対象者3,291人分の1回から3回までの接種者の計809人で24.6%となります。

以下同様に、昨年度の定期接種最終世代、現17歳の接種率は、対象者267人分の接種者109人で40.8%となります。今年度定期接種最終年度を迎える世代、現16歳の接種率は、対象者257人分の接種者92人で35.8%となります。

次に、昨年度の周知方法は、についてですが、市の広報紙やウェブサイト、接種協力医療機関等に啓発ポスターを掲示するなどの周知に加え、昨年4月末には、キャッチアップ接種対象者及び定期接種最終世代の方で、市の予防接種台帳に接種履歴のない方2,403人に対し、個別通知による接種勧奨を行っております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 昨年度でキャッチアップ制度が終了し、令和7年度から小学6年から高校1年までの定期接種のみの体制に戻ります。昨年度の定期接種最終世代、現17歳の1回でも接種した方は276人中109人の40.8%とお答えいただきました。167人の方は無料での接種ができなくなってしまったということになります。昨年度のように多方面から接種の呼びかけがあったにもかかわらず、6割の方が接種していない。今年度は多方面から呼びかけは期待できません。昨年度以上に周知を強化しなければ、接種率が十分に上がらないまま、定期接種の期間が終わることとなります。

特に令和7年度、高校1年生、現16歳は、令和7年度末に無料で接種できる機会を失ってしまいます。この期間を過ぎると9価の3回接種で最大10万円かかるとされております。キャッチアップ世代の接種率が7割近い宮崎市では様々な活動を行ってきましたが、啓発活動の中でも、何より奏功したのは、接種が完了していない全対象に送付した個別通知による接種勧奨だったそうです。

具体的には、頭に入りやすい内容を工夫し、1年に4度にわたりはがきを送付しております。地域によって接種率の差が生じるのは、当事者の努力や意識の問題ではなく、市町村の取組によって与えられた情報の差によるものではないでしょうか。

海外では、定期接種世代でHPVワクチン接種により、子宮頸がんが大幅に減少したという数多くの報告が上がっております。日本でもワクチン接種世代で、20歳の子宮頸がん検診時の前がん病変が減ってきたという報告があるようです。現在は、接種率の地域格差にとどまりますが、将来にはこれが子宮頸がんの発症率、死亡率

の格差につながっていくことを懸念しております。

将来の子宮頸がん罹患を減らすために、継続的に定期接種世代での接種率を上げていく必要があると思います。そのためにも、本年度定期接種最終年度を迎える高校1年生などに対し、個別通知による勧奨を行う必要があると考えます。

そこで、定期接種最終年度の対象者への周知方法についてと、個別通知した場合の通知費用はどれぐらい必要か、お伺いします。

また、キャッチアップ接種が、今年度最終を迎える2回、3回の接種勧奨の通知方法についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問についてお答えいたします。

まず、現16歳に対して接種勧奨の働きかけの考えは、それからまた個別通知などの費用は幾らかかるのかということですが、現16歳の方は、定期接種の対象者ですので、標準的な接種期間である中学1年生の時点で個別通知を送付しております。なお、令和7年5月末時点において、1回も接種していない方は160人おりました。個別通知の費用は85円掛ける160人で1万3,600円となります。接種完了には半年間が必要となることから、9月末までに未接種者を再度抽出いたしまして、個別通知による接種勧奨を実施する予定でございます。

それから、定期接種の最終期限を迎える方に対して、期限を知らせる個別通知を2回、3回、毎年継続して送ってはどうか。そして、接種率を高めてはどうかとのことですが、定期接種には標準的な接種期間があり、毎年4月には中学1年生を対象に個別通知を実施しております。定期接種の最終期限を迎える高校1年生相当のときに、その年の接種者数の状況を判断して、接種勧奨と接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

キャッチアップ世代の2回、3回の接種、今年度終了であるが、その方たちの周知はということなんですけども、令和7年3月31日までとなっていた接種期間が1年延長と決定した2月に、3回接種が完了していない方2,426人に対し、期限が延長となった旨の個別通知をし、改めて接種勧奨を行っております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 2番目の質問、岩出市こども計画についてです。

国では令和4年にこども基本法の成立、令和5年にはこども家庭庁の設立やこども大綱が閣議決定されるなど、全ての子供、若者の身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができるよう、常に子供の目線で、国や社会がどうすればよいのか考え行動する、こどもまんなか社会の実現を目指す方向性が示されました。

本市におきましても、令和2年に第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子供、家庭、地域が子供に夢を持てる岩出を基本理念に、子供や子育て家庭への支援に関する様々な事業の推進に努めてこられました。

そんな中、本市の全ての子供、若者が、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現に向け、令和7年3月岩出市こども計画を策定されました。昨今、子供を取り巻く環境に目を転じますと、児童虐待の相談対応件数の増加や、不登校児童生徒数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに、子供の直面する課題が複雑かつ複合化し、子供の権利が侵害される状態も生じております。

令和6年度和歌山県児童相談所が公表している令和5年度の市郡別相談件数の非行相談を見てみますと、一番多いのは和歌山市なのですが、人口の比率からすると、岩出市の非行相談は圧倒的に多く、和歌山北部をエリアとする中央相談所において、実際に犯罪を犯したという年齢が7歳から17歳まで広がり、12歳から16歳に集中しております。令和6年度のデータは未発表とのことですが、全国的にも増加の減少とのことですので、本市においても同様、もしくはそれ以上の増加が予想されるのではないのでしょうか。

家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、子供たちが安心して過ごせる場所がなく、孤立してしまう子供が増えてきているのだと思います。子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子供も家庭同様の環境を確保される必要があると思います。

そこでご質問です。岩出市内で子育て支援を実施する民間事業所数はどれだけあるのでしょうか。そして、その事業所での支援内容についてお伺いたします。

もう1点、令和7年度新規事業として始めた子どもの居場所づくり事業の現状についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員のご質問の2番目、岩出市こども計画についての1点

目と2点目について、一括してお答えいたします。

岩出市内で子育て支援を実施する民間事業所として、子ども家庭課に係る主なものを申し上げますと、まず1つ目に、こども食堂があります。市内で開催されているこども食堂は現在7件あり、子供が1人でも行くことができ、子供だけでなく大人も利用できる地域の居場所として設置されています。

2つ目に、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターがあります。地域の家庭で子供を預ける事業として、子育てを地域で支え合う活動をされています。具体的な活動内容は、保育園等の送迎、残業時のお迎えと預かり、発熱時のお迎えと受診の際などの利用とのことです。

3つ目に、子育てサークル支援を実施しているグループがあります。事業所ではありませんが、市内で活動している子育てサークルグループは、現在3グループあります。子育て中の親たちが子供と一緒に参加し、友達づくりや悩み相談、情報交換、リフレッシュなど、それぞれ自分たちで計画を立てて、主に総合保健福祉センターで活動しておられます。子ども家庭課では、おもちゃの貸出しや、砂場等の遊び場を提供するなど、地域子育て支援センターと連携しながら支援を行っております。また、これら民間事業所等については、市ウェブサイトでも紹介しております。

続いて3点目、子どもの居場所づくり事業の現状は、についてお答えいたします。令和7年4月2日に、市ウェブサイトにて委託事業者を募集し、審査を経て、6月2日に社会福祉法人きのかわ福祉会と委託契約を締結いたしました。なお、先日、6月23日月曜日に第1回目の子どもの居場所を開催し、参加人数は子供9人と、母親1人の計10人で行いました。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点お伺いしたいと思います。

この子どもの居場所づくり事業について、3月の議会でも説明をいただきました。月に1回の開催ということでしたが、具体的な内容についてと、また、今後の展望についてお伺いしたいと思います。

2点目に、岩出市こども計画に多様な子供たちを支える仕組みづくりとありますが、生活困窮や孤立・孤独、虐待や不登校など、様々な悩みを抱える子供や家庭の安全・安心な居場所の確保が必要と思います。そういった方々には月1回の開催の本事業で対応しきれるのでしょうか。民間やNPOの力を借り、いつでも対応できる支援体制の構築が必要であるのではないのでしょうか。

政府は、令和7年度予算で子ども・子育て支援交付金に2,138億円の予算を取っております。その中で、児童育成支援拠点事業が令和6年の改正法施行で、市町村には努力義務が課せられておりますが、今後、多くの市町村で効果的に本事業を実施することが求められております。

国と県で3分の2の補助を得て、市町村が3分の1の負担で様々な問題を抱える方々の支援を行う事業です。親の愛情は最も大事かもしれませんが、誰かが愛情を注げる環境を整備すれば、子供は育ちます。岩出市の未来にさらなる希望が持てます。

この国が進める児童育成支援拠点事業での民間の協力を得ながら、様々な問題を抱える若者やその家族の支援を行っていく必要があると思いますが、本市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、子どもの居場所づくり事業ということですが、その内容と展望は、その内容につきましては、岩出市総合保健福祉センター内の3階の小ホールと2階の和室と調理室で開催し、レクリエーション活動、読書、学習支援や子供たちと一緒に調理し、食事の提供も行います。子供たちの困り事を聴き、保護者への子育ての相談にも応じ、支援につなげるとともに、必要に応じて小中学校等の教育機関とも連携を図ります。

周知についてなんですけども、チラシを作成し、相談機関や医療機関等に配布するとともに、子ども家庭課の窓口をはじめ、市役所の関係部署の窓口に設置しております。展望ということですが、現在、こども家庭センターの関わりのある中で、この事業が必要であると考えられる子供が25人おりますので、個別に本事業への声かけも続けていってまいりたいと考えております。

それから、2点目の市で今年度から実施する子どもの居場所づくり事業が月1回の開催とのことで、国が進める児童育成支援拠点事業として、民間事業者とも協力しながら支援してはどうかとのことですが、今年度から市が実施する子どもの居場所づくり事業についても、児童育成支援拠点事業と同様に、民間事業所の協力を得て、問題を抱える子供やその保護者を支援していく事業であります。

6月23日、1回目を開催したところですので、まずは利用者の意見を聞きながら、今年度の事業実績や状況を把握、検証いたしまして、本事業を一步一步着実に進め

ていきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告3番目、3番、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員、1番目の質問をお願いいたします。

○西野議員 3番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今回は、ため池の防災対策と維持管理について、GIGAスクール構想についての2点をお伺いいたします。

最初に、ため池の防災対策と維持管理について質問を行います。

岩出市のため池ハザードマップを拝見しますと、市内の広範囲がため池浸水区域に指定されております。岩出市内のため池のほとんどが築造されてから多くの年月がたち、老朽化が進んでおり、岩出市としても、ため池の決壊は大雨や地震などの二次災害としての懸念点でもあり、対策を進めていることと認識しております。

そこでご質問いたします。市民の生活に危険をもたらす可能性のあるため池数と、その改修状況をお聞かせください。

次に、2点目として、農業用ため池は、農業に欠かせない水源として、人々の生活を支えてきたことと思います。現在、農業者や関係団体によって、ため池とその関係水路の維持管理を行っておりますが、岩出市でもまちの都市化が進み、農業者の減少、高齢化に伴い、ため池の維持管理が難しくなっております。

そこでご質問いたします。高齢化により、地域でのため池の維持管理が難しくなっておりますが、今後の対策についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員ご質問の1番目、ため池の防災対策と維持管理についての1点目、岩出市内の危険ため池の数と、その改修状況は、についてお答えいたします。

令和7年6月1日現在、本市のため池総数は38か所で、そのうち危険な農業用ため池につきましては、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、

人的被害を与えるおそれのあるため池と定義され、県が法律により指定している防災重点農業用ため池は31か所となっております。

改修状況につきましては、平成4年以降に改修したため池は17か所で、そのうち5か所は、平成24年度に県が策定したため池改修加速化計画により改修済みです。同計画内で根来地区の桃坂新池が改修を必要とされており、令和7年度完成に向け、現在事業を進めております。今後も県が策定した防災工事推進計画に基づき、対策工事を推進してまいります。

次に2点目、高齢化により、地域での維持管理が難しくなっているが、今後の対策は、についてお答えいたします。

ため池は農業に用水を安定的に供給するという農業に欠かせない役割を果たすとともに、洪水調節、土砂流出の防止、生態系の保全など、多面的な機能を有しており、地域の重要な資源として活用されています。今後、担い手農家の高齢化や減少が予測されておりますが、引き続き、ため池が持つ多面的機能の維持、発揮の観点から、ため池管理者に対し、地域と連携した草刈りや点検、また大雨時、大雨前の水位調節など、日常的な維持管理をお願いいたします。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点、再質問いたします。

維持管理についてですが、引き続き、ため池管理者に対し、地域と連携し、日常的な維持管理をお願いするとのことですが、ため池管理者の高齢化、人手不足は既に深刻化しつつあると認識しております。ため池の管理者の方々も高齢化により、維持管理が苦しくなっており、今後、維持管理の頻度が減り、最悪の場合、誰も管理できないといったことにもなりかねません。そうなれば、ため池の安全確保に影響を及ぼすこととなるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。1点目、現在、地域や管理者から市へ維持管理に対する支援要請があった場合、どのように対応しているのかをお聞かせください。

2点目、将来、誰も管理しなくなってしまったときは、結局市が管理しないといけなくなってしまうと思いますが、それに対する市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員の再質問についてお答えいたします。

維持管理に対する支援の要請に対して、どう対応していくのかにつきましては、

国の補助制度である多面的機能支払交付金を活用し、ため池の軽微な補修や景観形成の活動など、ため池の維持管理に取り組むための活動費の支援を提案いたします。

次の結局誰も管理しなくなったら、市が管理しなくなるのではないかという点に関しましては、先ほどもご答弁いたしました。ため池や洪水調節、土砂の流出、生態系の保全など、地域にとっても重要な資源として多面的な機能を有していることから、地域の方を含め、ため池管理者、地域、市で協力して維持管理を行っていきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、2番目のG I G Aスクール構想について質問を行います。

文部科学省の取組であるG I G Aスクール構想によって、岩出市の小中学生にも1人1台教育用端末が整備されており、令和7年第2回定例会でも、端末の更新による動産取得の議案があり、可決され、岩出市でのG I G Aスクール構想も第2期へと入っていくことと認識しております。岩出市の小中学校では、休憩時間のタブレットの使用が許可されており、児童生徒も必要に応じて、休憩時間にタブレットを使用していると認識しております。

そこでご質問いたします。市内小中学校での休憩時間のタブレットの使用状況をお聞かせください。

次に2点目として、タブレットの活用によって授業、学習の幅が広がり、今までになかった成果や課題も見つかったことと思います。

そこでご質問いたします。導入後、実際に見えてきたタブレット活用による学習のメリット、デメリットをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員ご質問の2番目の1点目、休憩時間のタブレットの使用は、についてお答えいたします。

児童生徒が休憩時間に使用する際は、教員の許可を得ることが基本となっております。使用する児童生徒の多くは、授業の課題の残りや調べ学習、係活動や委員会活動の資料づくり、タイピング練習など、学習目的で使用しております。大半の児

児童生徒は、休憩時間には友達と外で出て遊んだり、教室でおしゃべりをして過ごしたりすることが多いと聞いております。

次に、２点目のタブレット活用による学習のメリット、デメリットは、についてですが、まずメリットとしましては、児童生徒一人一人の進度や特性に応じた学習が可能となりました。また、グループで共同編集したりすることも容易になりました。これにより多様な意見に触れ、議論を深める機会が増え、文字だけではなく、写真や動画などを活用して表現する幅も広がっております。

一方、デメリットとしましては、目など健康への影響や、文字入力が増えることによる手書き機会の減少、学習と関係のない情報にアクセスできるというリスクがあることなどが上げられます。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 １点、再質問いたします。

タブレット活用についてですが、G I G Aスクール構想第１期では、I C T環境が整備され、ご答弁にあったように、メリット、デメリットが多数見受けられたことと思います。

そこでご質問いたします。G I G Aスクール構想第２期では、どのように進めていくのかをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再質問についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想の第２期N E X T G I G Aでは、第１期で整備されたI C T環境をさらに進化させ、その利活用を促進することを目標としております。児童生徒一人一人の学習履歴や特性に応じた個別最適な学びと多様な他者との協働して課題解決に取り組む協働的な学び、この２つをI C Tを最大限に活用して実現することを目指します。また、端末の更新時期に合わせて、より高性能で使いやすい端末の導入を進めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の２番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時24分)

再開 (10時43分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員、1番目の質問をお願いいたします。

○田畑議員 10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、私からは、再生資源物の屋外保管施設についてと広告等による新たな財源の確保について、一問一答形式で通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、再生資源物の屋外保管施設についてです。

本市は、令和5年3月20日に、産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に掲げ、豊かな自然環境や市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指していると宣言しています。

令和5年10月6日には岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例が制定されています。また、家庭から排出される可燃ごみについて、有料の指定ごみ袋によるごみ回収を導入し、ごみの減量化を推進、ダイオキシン、CO₂排出を少なくするごみ焼却炉による環境保全や、クリーンセンターに工房を設置し、粗大ごみを修理、リサイクルする循環型社会の構築へ積極に取り組むなど、環境問題に関心が高い都市であります。

昨今、持続可能な開発目標であるSDGsの取組の中に、廃棄物などを資源として再利用することで、持続可能な社会の実現に貢献する取組が注目されていることは周知の事実であります。近年になって、それらに関連したスクラップヤードの問題が国内で起きていると聞いています。ヤードとは、囲いのある作業場という意味ですが、リサイクル関連の企業では、再生資源を保管する屋外の施設をヤードと呼んでいます。中でも、自動車解体や中古車販売に係る資源の保管の場合は、自動車ヤード、金属スクラップはスクラップヤードなどということもあります。

このスクラップヤードとは、使用済みの工業製品などから再資源化のために回収された金属や木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックなどを集積する施設のことを指します。

以前は、金属スクラップや大型の機器等の再生資源は雑品と呼ばれ、海外、主に中国に資源として輸出されてきました。これらの雑品が、令和7年1月1日に特定有害廃棄物等の輸出入等を規制する法律の改正によって規制対象となり、日本国内で保管、リサイクルを必要とする再生資源物の量が増え、それに伴い、スクラップヤードが増えているという現状が国内で起きています。

再生資源物の再利用は適正に処理し、保管されていれば、限りある資源を有効活用するためにも推進していかなければなりません。周辺環境に配慮したヤードがある一方で、金属スクラップ等の不適正な処理や、保管に起因するヤード問題が、環境汚染や地域住環境への悪影響を引き起こす事例も増えているようです。

以上のことを踏まえ、再生資源物の適正な保管は、環境保護と地域社会の安全・安心を確保するために不可欠であると考えます。

そこで2点質問します。1点目として、本市の金属スクラップヤードの実態把握状況についてお答えください。

2点目として、仮に不適切な再生資源物の保管をしている金属スクラップヤードがあった場合、ヤード周辺の住環境にはどのような影響があると想定しているか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 田畑議員のご質問1番目、再生資源物の屋外保管施設、スクラップヤードについて、にお答えします。

1点目の本市の再生資源物の屋外保管施設、スクラップヤードの実態把握は、についてですが、金属スクラップは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物ではなく、有価物であり、古物商の許可申請を警察に届け出るものであります。本市に届出がないため、正確な実態については把握しておりません。

2点目の不適切な再生資源物の保管による周辺住環境の影響は、について、自動車などの解体であれば、油の流出による公共用水域の汚染が懸念されますが、金属スクラップの場合であれば、積み下ろし時に発生する騒音などを想定しています。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 2点目の質問の答弁にありましたような事案が、今後、もし不適切な再生資源物の保管をしている金属スクラップヤードによって起こり、周辺に悪影響を与えることがあった場合、市当局としてどのような対応を想定しているか、お答え

ください。

- 玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

- 牧野生活福祉部次長 田畑議員の再質問にお答えします。

市当局としてどのような対応を想定しているか、についてお答えします。

本市として、岩出市の環境をまもる条例に基づき、悪影響を及ぼす事案に対し、防止措置を講じてもらうよう指導してまいります。

- 玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

- 田畑議員 岩出市の環境をまもる条例で、地域に騒音や公共用水域への汚染などの問題が起きれば、すぐ対応してくれることはよく分かりました。

しかし、1点目の答弁にもありました廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、有価物、つまり再生資源物のスクラップヤード事業者に対して届出を出す義務が生じないため、正確な実態把握が難しい状況です。

そこで、本市として独自に再生資源物の保管に関する条例を制定する必要があるのではないかと考えます。再生資源物の保管に関する条例は、スクラップヤードの把握と不適正な保管・管理をしているヤード事業者の指導、摘発により、環境汚染リスクを限りなく減らし、かつ適正に保管・管理をしている優良業者がより営業しやすくなるというメリットがあります。

一方で、許可取得には、コンクリート舗装などの底面の整備や油水分離槽の設置など、設備投資が必要で、その維持管理にもコストがかかるため、既存業者の金銭的負担が大きいことが指摘されていますが、不適切な保管・管理をしているヤード事業者は、ヤードの維持管理コストを低く抑えているため、より高価でスクラップを買い付けることができます。不適正な保管管理をしているヤード業者が、条例にて規制されていない地域に多く営業を続けることになれば、適正に保管・管理をしている優良ヤード業者の取扱量が減り、結果として、以前よりも環境悪化を招くことにもなりかねません。

市独自による再生資源物の保管に関する条例の制定について、当局の見解をお答えください。

- 玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

- 牧野生活福祉部次長 田畑議員、再々質問にお答えします。

市独自による条例の制定は、についてです。市独自による条例制定の見解につきましては、今後の状況を判断し、研究してまいります。

○玉田議長 これでは、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に、広告等による新たな財源確保についてです。

近年、多くの自治体が、厳しい財政状況に直面する中で、本市は財政健全の堅持を軸に、持続可能な財政運営を長期間にわたり達成してきました。しかし、今後予測される人口減少に伴う自主財源の減少や老朽化に伴うインフラの維持管理費など、恒久的に財源を確保、維持していくことは喫緊の課題となっています。

近年、地方自治体の広告掲出による自主財源確保の取組において、市の所有資産や公共施設、また広報媒体などに広告を導入することで、民間との協働による収益確保と、地域経済の活性化を図る取組が注目されています。

そこで4点質問します。1つ目として、現在、民間企業等の広告を掲載している媒体はどのようなものがあるか、お答えください。

2つ目として、広告収入の実績について、過去5年間の推移をお答えください。

3つ目として、広告掲載の審査基準をお答えください。

4つ目として、新たな財源確保のために、公共施設、公園や行事、各種イベントなどの命名権、いわゆるネーミングライツを民間企業等へ付与し、財源とする考えはあるか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畑議員ご質問の2番目、広告等による新たな財源の確保についての1点目から3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の民間企業等の広告を掲載する媒体につきましては、市が保有する資産を活用して、民間企業等の広告を掲載する事業に関する場合は、岩出市広告掲載要綱で定めております。この要綱では媒体として3点規定しております。1点目、市の広報印刷物、2点目、市の財産、3点目、その他報告掲載が可能な市資産で、市長が認めるものでございます。

この要綱に基づき広告掲載を募集している媒体については、広報いわで、市ウェブサイト、岩出市汎用圧着はがきがございます。また、この要項によらない市の資産を活用しない媒体としましては、市役所庁舎玄関ロビーの岩出市案内地図等設置

事業によるディスプレイ、市民課の窓口案内に利用しております岩出市番号案内機、窓口で使用する広告入り窓口封筒、岩出図書館における広告掲載物品の寄贈受入対象物品や雑誌オーナー制度による雑誌カバーのほか、行政サービスや手続を説明した行政情報誌「岩出市暮らしの便利帳」や妊娠・子育てガイドを民間企業と協働で発行してございます。

続きまして、2点目の過去5年間のそれらの実績については、まず歳入科目別では、広告収入の実績について、市長公室所管の広報いわで及び市ウェブサイトへの広告掲載のみとなっており、令和2年度167万8,000円、令和3年度91万円、令和4年度101万8,000円、令和5年度127万8,000円、令和6年度91万6,000円です。

次に、行政財産使用料として、岩出市案内地図等設置事業は、令和2年度から令和6年度まで同額の39万6,000円、岩出市番号案内設置事業は、令和2年度から令和4年度まで同額で4,350円、令和5年度は契約満了により入札を実施し、実績111万2,540円、令和6年度102万6,960円です。

続いて、図書館雑誌オーナー広告料としては、令和2年度2万1,348円、令和3年度と令和4年度は同額の2万2,548円、令和5年度3万5,030円、令和6年度1万4,320円です。

また、現物による提供を受けているものとしまして、広告入り窓口封筒は、令和2年度3万3,000枚、令和3年度3万枚、令和4年度3万6,000枚、令和5年度と令和6年度は同数の2万9,500枚の提供を受けています。

岩出図書館における広告掲載物品の寄贈については、図書館カレンダーを令和2年度から令和6年度まで、毎年度1万枚寄贈いただいています。

また、行政情報の冊子につきましては、令和5年度に岩出市暮らしの便利帳2万6,000部、令和6年度に妊娠・子育てガイド1,000部の提供を受けています。

続きまして、3点目の広告掲載の審査基準につきましては、法令違反や公の秩序に反するものなど、広告掲載できない項目を岩出市広告掲載要綱及び岩出市広告掲載基準に定めております。この要綱等を基本とし、必要に応じ別途追加項目を定めた基準により、掲載できない項目に該当しないことを確認し、掲載しております。また、この要項に基づかない広告を掲載する事業についても、この要綱及び基準に準じ、必要に応じて別途項目を追加した基準により掲載や寄贈受入れの可否を判断しております。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 ご質問の4点目、命名権、ネーミングライツを付与する考えは、に

ついてお答えいたします。

ネーミングライツは、新たな投資を行わない無形財産の有効活用であり、財源確保には有効であるものの、公共施設という性質を損なわないよう検討していく必要があると考えられるので、現在のところ導入する予定はございません。

しかしながら、今後も引き続き財源確保に創意工夫を図ってまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 今後、さらに公共物などを利用した広告収入を拡大するための取組として、例えば広告推進担当部局などを設け、事務処理の効率化や広告導入の収入増、また審査基準や運用の一元化などを図ったりすることや、広告収入をその担当部署の予算として自由に使えるようにすることで、各部の広告導入への工夫を凝らすモチベーションを上げるような仕組みが必要ではないかと考えます。本市の考えをお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 再質問にお答えさせていただきます。

広告を扱う部署を一本化して事務を効率化できないか、それと広告収入を担当部署の予算として自由に使えるよう検討してはどうかという2点であったかと思いますが、一括してお答えさせていただきます。

これまで市の行政改革推進委員会においても、民間広告の掲載を通じて、市の財政健全化に貢献できるよう各課に取組を促してきております。ただし、広告を掲載してもらうには、それぞれの業務に精通している部署のアイデア、それから工夫が欠かせないと考えます。

また、広告収入を担当部署の財源と考える場合、その業務を行う部署が主体的に進めるべきだと考えております。広告掲載については財源確保の面でも有効であるため、引き続き各課に働きかけてまいります。以上の理由により、広告を扱う部署を一本化することは現在のところ考えておりません。

また、広告収入にインセンティブをつけるということについてはありますが、本市の予算編成は、歳入財源に見合う歳出予算を基本とし、自主財源の確保、経常経費の削減に努めながら編成しております。また、編成に際しては、創意工夫を凝らし、真に必要な事業や経費を計上しており、広告収入等の歳入財源が増加したからといって歳出事業費を上積みするような予算編成は行っておりません。

しかしながら、議員ご質問の広告収入を得ることは、自主財源の確保につながるものでありますので、今後も引き続き確保に努めるとともに、適正な予算編成に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告5番目、11番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

三栖慎太郎議員、1番目の質問をお願いいたします。

○三栖議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をいたします。

まず、根来周辺活性化の現状について伺います。

約1年前に着任された民俗資料館館長とねごろ歴史の丘事務長がタッグを組み、様々な人々を巻き込んで斬新なイベントを企画、周辺関係者から来客が増えた、道の駅ねごろ歴史の丘、根来山荘の売上げが伸びたなど、うれしい情報が寄せられています。

そこで、今回は市民へのアピールを兼ね、着任後1年間に具体的にどのような活性化施策が打たれてきたのか、詳細に語っていただきたいと思えます。

まず、どのようなイベントが実施されたのか、斬新な企画もあったと聞いておりますので、個別具体的に説明を願います。

次に、カウント可能であったなら、各イベントでどの程度の集客があったのか、その集客数は、3年前、2年前と比較してどうだったのか、お聞きします。

また、イベント開催時、道の駅ねごろ歴史の丘の売上げに変化はあったのか、担当部局の分析も含め、お聞かせください。

以上、具体的な活性化施策を確認した上で、民俗資料館館長をはじめとする市職員、ねごろ歴史の丘事務長、道の駅ねごろ歴史の丘物販情報施設の指定管理者等は、どのような協力体制をしいているのか伺います。また、今後どのようにさらなる活性化施策を展開しようとしているのか。思い浮かぶ具体的な内容として、根来寺周辺にとどまらず、岩出駅前活性化との関連づけなども視野に入っているのでしょうか。検討しているなら、どのようなビジョンを持っているのか伺います。

そして、教育部が担当部局に変更されていることから、根来の子守唄をはじめと

する子供たちへのふるさと教育なども視野に入っているのかも併せて伺います。

その他、構想中の斬新なアイデアをお持ちでしたら、ぜひともこの機会にお聞かせいただきたいと思います。

最後に、旧和歌山県議会議事堂を撮影に使いたいと東京のテレビ局から問合せがあった際、申請書をわざわざ東京から持っていかなければならないという事案があったと聞きました。市公共施設の申込み申請は、郵送、電子申請ともに不可で、窓口対応のみとなっています。市民や近隣住民が利用する施設の場合、百歩譲って、ご不便をおかけしますで、何とかやってくれたのかもしれませんが、旧和歌山県議会議事堂や民俗資料館の場合、機会の損失、ロストビジネスに直結する大きな障害となります。市として、この点について問題意識を持っておられるのか伺います。

以上です。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 三栖議員ご質問の根来周辺活性化の現状については、令和5年第1回岩出市議会定例会において、議員提出議案による産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議が全会一致で可決され、これを受け、市では令和5年3月20日に改めて産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言を行い、この都市宣言を機に、より一層豊かな自然環境や、市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指すとともに、国の重要文化財に指定された根来寺建造などの文化遺産を活用したふるさと意識の高揚と観光振興に努めているところでございます。

このことを踏まえまして、ご質問の1番目、根来周辺活性化の現状についての教育部所管部分についてお答えいたします。

まず1点目、直近1年間の活性化施策とイベントと、2点目のそれぞれのイベントの集客数につきまして、令和5年度に道の駅ねごろ歴史の丘の指定管理が終了し、令和6年度から、本市の直営施設として、旧和歌山県議会議事堂及びねごろ歴史資料館は教育部が担当、道の駅ねごろ歴史の丘各物販施設は事業部が担当部局となりました。

令和4年度のイベント回数は延べ34回、令和5年度のイベント回数は延べ27回でしたが、ねごろ歴史の丘が教育部に移管された令和6年度では、それぞれの施設の特性を生かして、根来の地に人を集めるとの方針の下、延べ78回のイベントを開催いたしました。

主なものとその集客数は、岩出市文化協会各クラブ主催イベント、市内小中学校

主催や教育部各課・館主催、県教育委員会主催イベントで計3,820人、岩出市観光協会主催イベントで1万160人、文化文教ゾーン連絡協議会主催イベント200人となっております。また、根来若もの広場では、県社会福祉協議会との連携により、ねんりんピック関係のグラウンドゴルフ県予選大会を誘致し、300人の参加が、本年度もペタンク県予選大会を誘致し、5月8日に大会が行われ、350人の参加がありました。

特に好評であったイベントとして、本年4月26日に開催された民間事業者による地域活性化イベントでは、日本の和をテーマにし、旧和歌山県議会議事堂の議場でのプロジェクションマッピング、市内の青年たちによる和太鼓、那賀高校の茶道部による野点、華道部による生け花の展示、書道部によるパフォーマンス、琴部による演奏等が催され、大好評でありました。

次に、4点目の市職員及び指定管理者との協力体制については、月1回、道の駅ねごろ歴史の丘各店舗、産業振興課、民俗資料館による販売促進会議を行い、その際に、旧和歌山県議会議事堂や若もの広場などの利用予定を加味した戦略立案を行っております。

ねごろ歴史の丘事務長は、民俗資料館の所属職員であり、長である湯川民俗資料館長の指揮の下、文化面を含め、多方面に広い人脈を持つ利点を生かし、根来の地に人を集めるための旗振り役を担っております。

次に5点目、今後どのように活性化施策を展開しようとしているのか、については、教育部としては、引き続き根来の地に人を集めることであると考えております。実現に向け、市が進める公共交通を活用した観光周遊の活性化に合わせ、教育部として、周辺で所管する旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館、若もの広場、民俗資料館の各施設のさらなる有効利用に向け、官民間問わず集客性が高いイベントを誘致、実施していきたいと考えております。

7点目の子供たちへのふるさと教育は視野に入っているのか、につきましては、根来周辺活性化に向けた取組の中で、生涯学習課では、子供たちにふるさとの文化である根来の子守唄をはじめ、身近な文化財に興味と関心を持ち、自分たちの住んでいるまちに愛着を感じてもらえるよう、令和4年度からふるさと教育の出前事業を実施しております。ほかにも、民俗資料館や岩出図書館と連携したふるさと歴史学習会の開催や、ふるさとの文化財を取り上げたパネル展示を定期的で開催し、子供だけでなく、市民に対し、ふるさとへの愛着と、ふるさと意識の醸成を図っております。

根来の子守唄をはじめ、岩出市の郷土情報を発信し続け、岩出市の文化、伝統に触れていただき、より多くの方が根来の地を訪れていただけるよう努めてまいります。

最後に、8点目の市の公共施設を使用する際の申込申請につきましては、旧和歌山県議会議事堂では、メール及び郵送申請は可能であります。電子申請には対応しておらず、市全体の課題と認識しております。

○玉田議長 事業部長。

○岡崎事業部長 三栖議員ご質問の1番目、根来周辺活性化の現状についての事業部所管部分について、一括してお答えいたします。

まず3点目、イベントの開催時の道の駅の売上げ変化につきまして、近年、当該エリアでは地域活性化を目的とした各種イベントが実施されており、道の駅の売上げも一定の効果が見られます。例えば、令和6年9月14日の食と観光フェスタ、令和6年12月12日のグラウンドゴルフ大会、令和7年4月26日の民間事業者の地域活性化イベント、令和7年5月8日のペタンク大会では、売上合計160万1,702円となりました。特に食と観光フェスタや民間事業者の地域活性化イベントでは、通常の売上げを大きく上回る結果となりました。

イベントの内容や規模、ターゲットによって効果の差はあるものの、地域内外からの集客と購買行動を喚起し、イベントの開催による売上げが向上いたしました。また、道の駅全体の月別売上げを見ても、令和6年度は前年同月を全て上回る結果となりました。

こうした実績から、地域の特色を生かしたイベントの開催や企業などとの連携によるにぎわいの創出が道の駅の利用促進、ひいては根来地域全体の活性化につながっていると捉えております。

今後も観光協会や地域団体、企業との連携をさらに深め、多様な層を呼び込む魅力的な企画を検討してまいります。

次に、4点目の協力体制についてですが、産業振興課では、毎月、民俗資料館、道の駅ねごろ歴史の丘の各店舗を集め、販売促進会議を開催しております。会議では、売上げの拡大に向けた戦略を立てるため、全員が一丸となって、店舗の販売促進企画、販促企画などを検討しております。その際、旧和歌山県議会議事堂や、若もの広場などの利用予定を加味した戦略の立案を行っています。

次に5点目、今後どのような活性化策を展開しようとしているのか及び6点目、岩出駅前活性化との関連づけにどのようなビジョンを持っているのかについて、ま

とめてお答えいたします。

まず、外部からの誘客に関する取組として、公共交通を活性化した観光周遊の活性化、それと地域経済と連動した仕組みの構築の2点を考えております。公共交通を活用した観光周遊の活性化については、私鉄総連を通じた観光バスツアーの誘致を進めており、道の駅や根来寺を巡る団体ツアーに取り組んでおります。

今後は、JR西日本とも連携しながら、JR岩出駅を起点とした公共交通による観光ルートの明確化と、観光案内所を拠点としたバス発着点の集約化を進め、誰もが利用しやすい観光動線の整備を目指します。

地域経済と連動した仕組みの構築については、道の駅や市内飲食店などでの消費を促すイベント、キャンペーンを定期的実施するとともに、根来塗や鉄砲隊なりきり体験など、岩出ならではの文化資源を体験できるメニューを用意し、滞在時間の延伸とリピーターの創出を図ってまいります。

さらに、今年2月に根来寺境内に整備された合格桜は、受験生や若年層をターゲットにした新しい誘客資源として育ててまいります。

次に、市内での回遊性の向上についての取組として、公共交通を活用した観光周遊の活性化と地域住民の交流拠点の形成の2点を考えております。公共交通を活用した観光周遊の活性化については、観光案内所をバスの発着拠点として、根来寺、道の駅、緑化センターなどを巡回する観光モデルルートを確立することで、観光客が移動手段に困ることなく、岩出市を周遊できる体制を整備いたします。

地域住民との交流拠点の形成については、地域住民と観光客が自然に交わる場を創出することで、地域への愛着醸成を図ります。

交流イベントを通じて、観光客がまた来たいと思えるような持続可能な体験型観光を目指し、交流人口の拡大と関係人口への展開を視野に入れた取組を強化してまいります。

今後も岩出駅前と根来地域をつなぐ双方向の観光動線を構築し、外部から人を呼び込む戦略と市内での回遊性、交流性を高める仕掛けを両立させる観光まちづくりを着実に推進してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 まず、ねごろ歴史の丘が教育部に移管されてから、劇的にイベント回数を増やし、根来の地に人を集めるために努力されていることに敬意を表します。

環境とか物理的な側面としての場所と、その場所をうまく活用して資源化できる

ような人がうまく組み合わさって、初めていろんな人にとって意味のある場所になっていくと思います。根来の場合は、民俗資料館館長やねごろ歴史の丘事務長のよ
うな積極的な主体がいて、斬新なアイデアを出したり、運営をマネジメントでき
ていることがすばらしいと感じています。

では再質問です。1つ目、答弁の中に、ねごろ歴史の丘事務長は多方面に広い人
脈を持っているとありましたが、差し支えなければ、どのような人脈をどのように
活用されているのか、お聞かせください。

次に、今後の活性化対策で、官民間わず集客性が高いイベントを誘致とありますが
が、予定されていたり、戦略立案されている面白いイベントがあれば、ぜひ教えて
ください。

最後に、申請の件ですが、旧和歌山県議会議事堂では郵送申請が可能とのことで
認識が誤っていたことをお詫びし、訂正をいたします。

電子申請に対応できていないことは、市全体の課題と認識しているとのことで
すが、課題解決のため、講じている対応があればお答えください。

続いて、産業振興課ですが、今後の活性化の柱として、公共交通を活用した観光
周遊の活性化、地域経済と連動した仕組みの構築、地域住民との交流拠点の形成を
上げられています。公共交通を活用した観光周遊の活性化についてですが、とはい
え道の駅ですので、自家用車やバイクで訪れる方が大多数なのは事実です。先日も
20台規模のバイクツーリングの方がお見えになっていました。公共交通活用は積極
的に進めていただくとして、ライダーの聖地と呼ばれている針テラスのように、ラ
イダーの心をくすぐる仕掛け、バイク専用駐車場はもちろんですが、いろんな方の
バイクを見ながら話せるパーキングに隣接したベンチなども視野に入れ、様々な交
通手段に快適さを提供する戦略も大事だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、地域経済と連動した仕組みの構築についてです。根来の子守唄のコスプレ
や鉄砲隊なりきり体験は、万博でも大変好評でした。根来塗や鉄砲隊なりきり体験
など、岩出市ならではの文化資源を体験できるメニューはとても魅力的だと思いま
す。ただ、常設体験コーナーはなかなか想像しにくいんですが、どの程度の頻度、
規模でのイベント実施をイメージされているのか、お答えください。

最後に、地域住民との交流拠点の形成についてですが、ここでは地元住民と観光
客が自然に交わる場を創出することで、地域への愛着醸成を図るとうたわれていま
す。すみません。これについては全くイメージが湧きません。具体的な策を考えて
いらっしゃるならお聞かせください。

以上です。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

ねごろ歴史の丘事務長の人脈につきましては、職歴だけではなく、多くの資格や趣味を生かして、県内外の文化芸術面や芸能関係にも広い人脈を持っております。例を挙げますと、本市の駅前活性化事業にご教示いただいている堀繁東京大学名誉教授や、県職時代の関係で和歌山県社会福祉協議会とのパイプ、華道・茶道・書道関係者、それから和歌山県フライヤー連盟など多岐にわたっております。

今後、開催のイベントとしましては、10月11日土曜日に全国の子守唄と尺八コンサートを予定しております。このイベントは民俗資料館長が事業化したもので、根来の子守唄だけでなく、岡山県井原市から中国地方の子守唄をゲストとしてお呼びする予定としております。加えて、事務長の紹介で、橋本市出身のメジャーデビュー10周年を迎え、広く活動されている尺八の奏者、辻本好美氏をお呼びして、子守唄とのコラボコンサートを企画しております。

今後も根来の地に人を集めるとの方針の下、様々なイベントを企画し、実施してまいります。

○玉田議長 事業部長。

○岡崎事業部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

まず、公共交通を活用した観光周遊の活性化についてですが、議員ご指摘のとおり、道の駅ねごろ歴史の丘の来訪者の多くは、自家用車やバイクを利用しておられます。特に近年は、バイクツーリングの目的地として訪れる方も増えており、現地では複数台のバイクが停車する光景も日常的に見られております。このような状況を踏まえ、本市としても、公共交通の利便性向上だけではなく、多様な交通手段に対応した快適で居心地のよい受入れ環境の整備が重要であると認識しております。

ご提案のあったバイク専用駐車スペースやツーリング客が交流できるベンチ付パーキングゾーンの整備については、今後の施設改善の1つとして、教育部と連携しながら研究をしてまいります。

次に、地域経済と連携した仕組みの構築についてお答えします。

ご指摘のとおり、根来の文化資源を生かし、鉄砲隊なりきり体験や根来の子守唄にちなんだ演出などは、万博をはじめとする大型イベントでも高い評価をいただきました。これらの体験を市内でも提供していくに当たり、常設化は人員や運営コス

トの面で課題がありますが、定期的な開催や季節に応じた限定イベントとして展開することで、持続可能な運営を目指します。

現時点では年3回程度の開催を軸に、観光協会と連携しながら、夏や冬には食と観光フェスタ、秋にはかくばん祭りなどの計画をしており、今後は、教育部、民間事業者、地域団体とも連携しながら、回数や内容の拡充を図ってまいります。

最後に、地域住民との交流拠点の形成についてお答えいたします。

観光客と地域住民が自然に交わる場としてというのは、例えば日常の延長線上にある小さな交流を見通しております。観光地にありがちな、もてなす、もてなされる関係ではなく、地域の人々がふだんどおりにお過ごし空間に観光客が入り込み、さりげない会話や触れ合いが生まれる仕組みを目指しております。

仕組み構築に当たっては、行政だけではなく、民間を巻き込んだ幅広い議論が必要ではないかと考えておりますので、本年4月より、岩出駅前活性化事業検討会議を開催しております。第1回では、理想の観光所の機能、設備、第2回では、わざわざ行きたい体験の魅力的なメニューの検討を地域住民、商工会、観光協会、高校生など、多様な立場の方々と議論を進めてきました。

今後、人員や運営コストの面を考える必要がありますが、検討会議の中では、若年者向けのデジタル体験観光、食、アート、歴史を融合させた回遊型コンテンツ、今はもうない名店を再現するノスタルジック企画などが上がっております。引き続き、どなたでも参加可能とし、幅広いアイデアを募っております。

なお、岩出市ウェブサイトでも過去の会議内容を公開しております。これらの仕組み、構築を通じ、観光客がその土地の人々の暮らしに触れたと感じられる体験を提供していきたいと考えております。

今後もイベントと日常、外からの視点と内からの視点、こういったものが交わる岩出らしい交流空間の形成に向け、丁寧に施策を積み上げてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 三栖議員の再質問、公共施設の電子申請についてお答えさせていただきます。

公共施設の電子申請については、来月7月25日から、公民館や総合保健福祉センターなどの一部の施設、13施設になりますが、インターネットによる空き状況の確認、それから施設の予約を開始する予定としております。

今後も市民の方の利便性の向上を図るため、旧県会議事堂を含め、利用できる施

設を増やしていく方向で検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 2つ目は、「岩出市地域防災力の充実強化を目指して」を確実に推進するための施策について伺います。

明確にするために、お手元にA4横の1枚物の資料をお配りしております。先日、議会でも説明を頂戴したものでございますので、これを参照しながらご質問をさせていただきたいと思っております。

法定計画ゆえ策定せざるを得ない地域防災計画は、ともすると形骸化しがちで、つくったはいいが、制度的硬直性による弊害等で機能不全に陥る危険性をはらんでいるとよく伺います。

そんな現状に危機感を覚えたのか、岩出市地域防災力（震災対策）の充実強化を目指してを立案し、目標達成のために必要な項目を体系化し始めた取組がとても有意義で敬意を表します。

ここで改めて、岩出市地域防災力の充実強化を目指してを策定した経緯を伺います。また、その中で初動体制の確立を緊急にすべき施策として取り上げた理由についても伺いをいたします。

次に、岩出市地域防災力の充実計画を目指しての具体的内容について伺います。

資料の下段、(1)ですね、必要な情報が伝わり、広がる岩出市へ例に質問を進めますが、その下に、発災時においても隅々の様子が分かる岩出市への下に書いてある具体的項目には、非臨場システム、ドローン、カメラ、情報収集、SNSと記載されています。常設の市内カメラが劇的に増え、市役所のモニターで災害状況を確認できるだとか、市職員や消防団員がドローンを飛ばして、立ち入れない地域の状況を把握するだとか、岩出市防災ラインに、あなたのまちのお天気情報よろしく、次々と災害状況を知らせる写真や情報が寄せられてくるといった状況が頭に浮かびました。

ただ、現状全く整備されていないカメラ、ドローン、岩出市災害SNSです。今日、明日にでも手をつけ、一步を踏み出すために何をすべきなのか、素人の私には恥ずかしながら想像すらできませんでした。

補足で申し上げますが、私が民間企業で、こういった長期プロジェクトを担当していたときには、やるべきことを徹底的にブレークダウンして、今すぐにでも仕事が始められるまで、タスクを細分化、そしてタスクごとに担当を割当て、しかも期限、優先度を設定して、その後は進捗状況を視覚的に表示、調整するところまでしていました。

ちょっと分かりにくいので、例えばを出しますが、非臨場システムを構築する場合、すぐできる仕事というと、例えばドローンやカメラを配備するために、先進自治体に連絡して資料を取り寄せるだとか、取り寄せた資料を基に、ドローンやカメラの販売店に連絡をして、メーカーに連絡して、プレゼンの段取りを取り付けるだとか、ドローンのスクールの資料を取り寄せるだとか、ハザードマップを見ながらカメラを設置すべき場所を地図上にポイントしていくなど、これらはふと頭に思いついた簡単なことばかりですが、どれも思い立った、その日に始められる業務ばかりです。ここまでのタスクの細分化、明確化は、担当者に業務が分担された後の仕事ですが、市職員、市議会議員、市民が危機感を持って真剣に防災に向き合うには、あと2段階程度、ここで示されている指針よりもやるべきことをブレークダウンして、何とか手をつける糸口がイメージできるタスクを明示することが必要だと感じます。

そこで、先進自治体で戦略的に活用しているアクションプログラムについて、見解を伺います。

論文等で最も包括的だと評価されている奈良県、地震防災対策アクションプログラムを読み込みましたが、先ほど申し上げた2段階程度のブレークダウンされたやるべきことが、大まかな期限、担当課、実施主体を割り振った形で記載されています。非常に細かいところまで網羅されており、緻密で包括的だと感じました。

誤解なく申し上げますと、これを岩出市でつくるべきだとは言いません。岩出市役所のマンパワーではつくるだけで何年かかるか分かりませんし、それこそプログラムをつくることを目的になってしまいます。ただ、こんないい資料があるのですから、拝借しない手はありません。岩出市が抱える問題点、課題を先進自治体のアクションプログラムに当てはめ、抽出するだけで、タスク、スケジュール、リソースなど、プロジェクトに関する情報が一元で管理でき、かつすぐに動き出すことができるプログラムのひな形があつという間に完成します。

通告では、アクションプログラム制定の必要について記載しましたが、繰り返しになりますが、プログラムをつくることが目的ではなく、みんながやるべきことを

イメージできて、すぐにでも動き出すことができる。また、市民が具体的に協力し
たくなるような、協力できると思えるような指針が、今すぐにでも必要であると考
えますが、市の見解をお聞かせください。

以上です。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 どうも皆さん、ご苦労さんでございます。

三栖議員のご質問にお答えをいたします。

近年の異常気象に伴い、台風や集中豪雨などの自然災害が全国各地で頻発し、大
きな被害をもたらしています。さらに、今後30年以内に80%の確率で発生するとさ
れる南海トラフを震源地とする巨大地震への備えは喫緊の課題であり、市の防災体
制を一層強化する必要を感じ、市の防災・減災対策の隅々までの検証に取り組みま
した。

災害発生時において、逃げ後れ者を出さず、またその早期発見につなげるために、
初動体制の確立が不可欠であります。地域においては、避難場所の把握や情報共有
体制の整備を進めるとともに、区自治会、自主防災組織、消防団、消防組合などが
連携し、有事に即応できる体制を築くことが求められます。

また、市民一人一人が、平時から防災意識を高く持ち、自助・共助の原則に基づ
いた避難行動の確認や備えを行うことも、被害を最小限にとどめる上で、大変重要
であります。本市ではこうした取組の一環として、地域防災計画検証事業の結果か
ら、初動体制の確立に向け、市民の防災意識の高揚と地域全体の防災力の向上を図
ることを目指しました。

今後も災害に強いまちづくりの実現に向け、関係機関、地域の皆さんと連携し、
継続的な取組を進めてまいります。

なお、質問の詳細については総務部長のほうから答弁させますので、よろしくお
願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 三栖議員のご質問にお答えします。

1点目の策定への経緯についてですが、能登半島地震を契機に、明日は我が身と
の思いから、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等の大規模地震へ
の危機意識を高め、より一層、ハード・ソフト両面から、防災・減災対策を推進し
ていくことを目指して策定いたしました。

次に2点目、初動体制の確立を取り上げた理由ですが、過去の災害の多くで、初動段階における対応が最重要課題であると上げられております。これは的確かつ迅速な初動対応により、人命の確保や二次災害の防止、素早い意思決定等が可能となり、被害の最小化が図れるからです。このことから逃げ後れる人を出さないことを目指し、初動体制の確立を全庁体制で取り組むべき緊急の対策といたしました。

次に、3点目、4点目を一括してお答えします。

議員ご指摘のアクションプログラムとは、実施可能な個別の取組について、目標、スケジュール、担当部門など明確化した具体的な行動計画と理解しております。この取組につきましても、多くの自治体において策定されており、その意義や効果についても認識しております。

今般の検証事業での各種取組指針については、過去の災害から得た課題について、できていること、できていないこと、すべきこと、すべきでないことを所管ごとに検証しながら進めている段階にあります。一方で、初動体制の確立については、現時点においても、特に優先し、取り組んでいくべきこととしての位置づけに間違いはありません。

加えて、その方向性としまして、発災直後における正確な状況把握と情報発信、自助・共助・公助の相互補完による、平素からの市民の防災意識向上と、多角的な防災・減災対策の推進を進めていくこととし、記載しております具体的項目を設定したものです。

そうしたことを踏まえた上で、アクションプログラムの策定に対しましては、今後の検証結果や関係機関との調整状況から判断し、また個別の施策の必要性、実効性を含め、総合的な判断をしてみたいと考えております。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○玉田議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 今年の3月から、議員4名で防災の勉強会を始めました。2回目の勉強会を実施したそのすぐ後に、このペーパーの「岩出市地域防災力の充実強化を目指して」が議員に説明されました。説明してくださった井上管理監の切迫した危機感や、やり遂げるといふ使命感に感銘を受け、勉強会で意識が高まっていたこともあり、自分でもすぐに何かを始めようというふうに思いました。

ただ、「岩出市地域防災力の充実強化を目指して」、このペーパーを見ただけでは何から手をつけていいのか、今日から始められることは何なのか。恥ずかしなが

ら、全く思いつきませんでした。

市長の答弁にもありましたが、区自治会、自主防災組織、消防団など、市民の連携は必須です。私は、区の三役、自主防災組織の備品管理、第三機動隊で活動しておりますが、それぞれの立場で何から手をつければいいのか、現在もいま一つぴんときていません。いろいろ自分なりに調べていくうちに、奈良県のアクションプログラムに行き当たり、今回の質問に至ったわけです。

ただ、繰り返しになりますが、プログラムをつくることが目的ではありませんし、私から求めてもおりません。みんながやるべきことをイメージできて、すぐにでも動き出すことができる。また、市民が具体的に協力したくなるような、協力できると思えるような支援を可及的速やかに命じてほしいと願っているのです。

そこで再質問をいたします。答弁の中で、所管ごとに検証を進めているとのことでしたが、期限は設けられているのでしょうか。

2点目、所管から上がってくる、できていないこと、すべきことは、すぐアクションに結びつく内容にタスク化できるのか。

タスク化できるとすれば、どの程度の時間でできるのでしょうか。

次、初動体制の確立には、記載の具体的項目を設定したと言われましたが、このペーパーですね、みんながやるべきことをイメージできて、すぐ動き出すことができる指針であると認識されているのかどうか、お伺いします。アクションプログラムのフォーマットを用いて初動体制の確立をタスクまで落とし込んだ一覧を策定することを検討する余地はないのか。

以上、5点をお聞きします。

なお、大地震はいつ起きてもおかしくない状況です。一日の遅れ、動き出すことへの迷いが取り返しのつかない事態を招きます。もちろん市職員の方だけでできることには限りがあります。市民が協力したくなるような、自分ごととして認識していただくためには、井上管理監が示してくださった熱意と使命感、さらに具体的なイメージがとても大切です。繰り返しになりますが、以上、お含みおきいただき、答弁をお願いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現時点での最優先で取り組んでいるのは、初動体制の確立であります。この取組は、発災時の正確な状況把握と情報発信、市民の防

災意識の向上及び多角的な防災・減災対策の推進を目的としており、その実現に向けて、現在は周知啓発資料の作成、配布、地域に赴いての説明活動など、具体的な行動項目に基づき、まず可能な部分から進めているところです。

アクションプログラムの手法により、課題を整理し、行動計画として構築することも有効な方法であると認識しておりますが、市では、現在、初動体制の確立に向け、実践として対応を進めている状況にあります。

再質問の答弁ですが、1点目につきましては、関係機関との調整や検証が必要であることから、所管においても検証の期限は現時点では設定しておりません。

2点目及び3点目については、所管から提出された事項を具体的なアクションに結びつけるためには、さらなる整理や検討が不可欠であり、即時のタスク化は困難と考えます。したがって、現段階でタスク化に要する時間を明確にすることも難しい状況です。

4点目の初動体制の確立の具体的項目に関しては、先ほど申し述べましたとおり、発災時の正確な状況把握と情報発信、市民の防災意識の向上及び多角的な防災・減災対策の推進に資するものとして、優先的に取り組むべき指針であると位置づけており、既に一部の項目については実行に移しております。

5点目のタスクに落とし込んだ一覧の作成は可能とは考えますが、現時点では初動体制の確立の具体的項目に基づいて、必要性の高いものから順次対応している段階であります。

○玉田議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 先ほどの再質問で、私のほうから、初動体制の確立には記載の具体的項目を設定したと言われたが、みんながやるべきことをイメージできて、すぐ動き出すことができる指針であると認識しているのかという問いかけをさせていただきました。これに対する答えが、発災時の正確な状況把握と情報発信、市民の防災意識の向上及び多角的な防災・減災対策の推進に資するものとして、優先的に取り組むべき指針であると位置づけており、既に一部の項目については、実行に移しているとのことです。

市の職員だけが知る項目を市の職員だけで実行していても、圧倒的にスピードが足りないと思います。一部の項目を既に実行に移しているのであれば、気をつけるべきタスクも抽出しているはずですが、それをオープンにして、期限をつけて、推進していくべきというふうに申し上げているのです。

勉強会をしている4名の議員をはじめ、協力したい市民は少なくないはずです。素人の私たちが協力するためには、いつまでに何をすべきなのか、具体的に知ることが必要なのです。何度も何度も申し上げますが、アクションプログラムをつくることが目的ではないのです。

最後に、いま一度伺います。初動体制の確立はじめ、「岩出市地域防災力の充実強化を目指して」に記載されている指針からは、素人にも分かる指針から、素人にも分かるタスクを抽出して、期限をつけて、さらにオープンにして推進していくというビジョンは無意味だとお考えでしょうか。最後にお伺いをいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 三栖議員の再々質問にお答えさせていただきます。

最終的に、指針からタスクを抽出して行っていくようなビジョンについては、無意味だと考えているかというご質問だったと思うんですけども、アクションプログラム自体について、先ほど申しましたように、有用な手段であるというのは認識しております。計画を立てて実施していくという方法、それも1つ大事なことだと考えておりますが、先ほど申しましたように、現段階で、これらの掲げている問題について検証しているんですけども、初動体制の確立自体、素早く進めないといけないという中で、私どものほうとしましては、市民の方々の防災意識の向上を図るために、周知啓発資料の作成、配布、それから地域に赴いての説明活動など、具体的な行動をまず行って、走りながら、検証事業の結果を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○玉田議長 これで、三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

以上で、三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時50分)

再開 (13時14分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、福山晴美議員は、体調不良のため、本日午後の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

通告6番、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたし

ます。

尾和正之議員、1番目の質問をお願いいたします。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、同行援護について、この視点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

同行援護については、5点お伺いさせていただきます。これは某新聞で社会問題として提起されており、福祉問題は、岩出市民にとっても非常に重要で大切な課題であると思いますので、当局の誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、同行援護について質問させていただきます。

現在、社会情勢は不安に満ちあふれています。それは、いまだコロナ感染への対応が続き、コロナ禍でさらに進んだ人口減少、少子高齢化、またロシアによる侵攻、世界情勢などを背景とした原材料価格の上昇に加え、日本の不安定から円安の影響による物価高騰など、世の中に景気後退、懸念が高まり、不確実な情勢が続いていると考えられます。

また、超高齢化社会を迎え、独り暮らし世帯の割合が増加傾向にあるなど、家族形態の変化、多様化が進む中、少子化は予想を上回るペースで進み、極めて危機的な状況と認識しています。

多くの課題がある中、こうした状況を回避するための取組は、全世界、日本、各自治体の共通であり、喫緊の課題であると考えます。しかし、それに携わる政治が混乱しているように思われ、先日の都議会議員選挙から、今回の参議院選挙でも、党利党略が重視され、分断を招きかねないような政策が前面に押し出され、本当に困っている方々の政策が重要視されていないように思われます。

この社会情勢の思いは、市民の方と何回か意見交換をさせていただいたときに出た内容であります。ここからは、1か月ほど前のことであり、前文で述べた某新聞の記事からの流れで話させていただいた事柄です。

その記事には、表題として、娘に行動自由はないのか、視覚障害児、同行援護を認めず。記事の内容としまして、この春、小学生になった少女は、新生活に胸を膨らませていました。しかし、それまで暮らしていた自治体では、利用できた外出時にガイドヘルパーが付き添う同行援護が、学校に通うために引っ越しした自治体では認められなかったという内容です。

この背景としまして、視覚支援学校は、県内に1つしかなく、家族で60キロ離れた他の自治体に引っ越したそうです。父親も視覚障害があり、母親は目が見えるも

のの、23年に慢性腎不全で体調を崩し、当時は少女にも月20から30時間の同行援護を認めており、親子で1人ずつヘルパーがついて、ショッピングモールや公園で楽しむことができたそうです。

小学校に進んでもそんな生活が続くと思っていたが、引っ越し先への自治体では、介護給付費等支援決定基準に、障害児にあっては、余暇が目的とする同行援護は支給しないとの記載があるというのが理由で、18歳未満は支給の対象から外しているとのこと。この記事から、市民の方は、本当に困っている方の政治をしなければならぬのにと憂っていました。

この記事の最後には父親の訴えもあり、娘には娘の欲求がある。その欲求に基づいて、行きたいところに行きたいと思っても、18歳になるまで同行援護が使えない現状では行くすべがない。本当に困っている方の支援対策は、共生社会として絶対に対応しなければならないことだと考えています。

これらの状況を踏まえ、5点お伺いさせていただきます。

1点目としまして、本市の最上位計画である総合計画では、「活力あふれるまちふれあいのまち」を将来像に定め、市民一人一人が、それぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、全ての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指しますとありますが、この同行援護のことについて、本市の認識と、市民からの意見、要望はあったのかについてお答えください。

2点目としまして、現在、視覚障害者への支援内容についてもお答えください。

3点目は、同行援護の対象の基準についてお答えください。

4点目は、同行援護の従事者の資格要件についてお答えください。

5点目、同行援護の実施体制の確保についてもお答えください。

この5点について答弁いただきたいと思えます。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員ご質問の同行援護についてお答えいたします。

まず1点目、本市の認識と市民からの意見、要望は、についてですが、同行援護は、視覚に障害のある方が、安全かつ円滑に外出できるよう支援する障害福祉サービスであり、同行援護従業者ガイドヘルパーが付き添って移動の支援や情報提供、代筆、代読などを行うものです。

本市では、このサービスを視覚障害者の自立と社会参加を支える重要な福祉施策の1つとの認識の下、関係機関や事業所と連携しながら、適切かつ安定的なサービ

スの提供に努めております。

また、市民からの意見、要望についてですが、身体障害者連盟視覚障害部や、過去に実施した市民意識調査において、同行援護に関するご意見、ご要望は寄せられておりません。なお、実際に同行援護を利用されている視覚障害者の方から、サービスの利用量を増やしてほしいなど、直接ご意見・ご要望があった場合には、相談支援専門員などの関係機関と連携し、個別状況に応じて適正に対応しております。

次に2点目、視覚障害者に対する支援の内容についてですが、まず、生活支援として、同行援護のほか、通院等介助や家事援助などの居宅介護サービス、日常生活用具の給付、補装具費の支給を行っています。

次に、情報保障やコミュニケーション支援として、広報紙の音声版の提供や、岩出市障害者計画をはじめ、各種計画へのユニボイスの添付などを実施しております。また、就労、社会参加の支援としては、就労継続支援や就労移行支援を提供し、自立した生活の促進を図っています。

次に、同行援護の対象者の基準についてですが、同行援護を利用するに当たっては、厚生労働省が定める同行援護アセスメント調査票に基づいた評価が必要になります。具体的には、調査項目のうち、視力障害、視野障害、夜盲のいずれかにおいて、1点以上の評価があること、かつ移動障害の項目に1点以上の評価があることが利用の対象となる条件になります。

次に4点目、同行援護の従業者の資格要件についてですが、県が指定する研修事業者が実施する同行援護従業者養成研修一般課程を修了している方、または居宅介護の従業者要件を満たし、かつ視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業において、直接処遇職員として1年以上の実務経験を有する方であることなどが要件となっております。

次に5点目、同行援護の実施体制の確保状況についてですが、同行援護の利用申請があった場合には、相談支援専門員等が作成したサービス等利用計画に基づき、適正な支給決定を行っています。また、事業者の指定に関する業務については、きのくに障害者プランにおける各圏域のサービス見込量に基づき、県が指定を行っているところです。現在のところ、当市の同行援護に必要な実施体制は確保されていると考えておりますが、今後も県及び関係機関と連携を図りながら、必要な体制整備に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再度、再質問について、内容的にかぶる部分もあるかもしれませんが、質問させていただきます。

前文で述べさせていただいた某新聞の記事の内容の中でもあったんですが、他の自治体において、親子で視覚障害を持った18歳未満の児童に、同行援護が認められないという記事の中で、これを市民の方から、本市ではどうなっているのかというご意見をいただいたのですが、本市でもしこういった場合の18歳未満の同行援護を認められないということについて、本市では18歳未満の児童の同行援護は認められているのかについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

岩出市では、18歳未満の児童の同行援護は認められるのかということですが、本市では、世帯の状況等を確認して、必要であると認められる場合は、18歳未満に対しても支給決定を行います。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告7番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員、1番目の質問をお願いいたします。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳です。議長の許可が得られましたので、一般質問、一問一答方式で行います。

まず1点目です。子供たちの遊び場の問題についてです。

子育て世代の何が困っているか。子育て世代は何を求めているのか。どうしたら子育てしやすい環境になるのか。この視点から意見を聞いて回る中、一番ご相談いただくのは、やはり公園でありました。子供たちだけで行ける遊び場が地域によって差があること、親の送迎がないと公園に行けない距離にあること、住宅地にある小規模の公園では、ボール遊びが禁止であったり、ボールなどを使えるような広さではなく、遊ぶためというよりは、集まる場所、公園でゲームをするという遊びに変わってしまっているというところもございます。

また、小さな公園では遊び方が限られてくることから、自宅でタブレットやテレ

ビを見て過ごすことが頻繁になり、そういった保護者の方は仕方がないと諦めと意見を合わせ、お声を頂戴しております。

小さい公園や遊び場がない現状だと、満足に体が動かせず、少しでも改善しようと、習い事でカバーしている家庭も多くあると感じております。親御さんの思いとして、本当は自分が子供のときのように、自由に子供らしく、たくさん外で遊んでほしい。その反面、現実には核家族化が進み、共働きの家庭も増え、父親または母親、その負担が多く、公園まで送迎し、遊ばせてあげるなど、そこまで手が回らないのが現状であります。このことから、近くに公園が欲しいという声が上がったように思います。

別の視点ではありますが、団地内公園の管理も1つの課題です。管理は、住民側にあることで、定期的に草刈りなどの整備、清掃活動を行わなければいけないこと。子供が団地内にいなくなり、誰も遊ばない、利用しない公園を放置するわけにもいかず、これに関しても整備、清掃活動を行わなければいけないこと。そのままにしておくと、景観を損ない、害虫の問題などが発生し、デメリットも多くある。そう思います。

今は自治会も活発ではなく、年齢層も高齢の方が多いため、公園を維持していく作業に負担を感じていると声を聞きます。逆に、子育て世代、子育て中心の地域は、自治会自体がないところもあり、核家族化が進み、共働きとワンオペレーションの育児が主流で、地域の清掃活動というものも参加しづらい環境にあります。

そして、公園の問題の流れで、雨天時の遊び場に関して、他市と比べた意見が多いです。平日も含め、特に土曜日、日曜日、祝日に、子育て世代は子供たちを遊ばせるために車でほかの市へ移動する。また、放課後デイサービスの事業所の方なども、雨天時の遊び場に困り、和歌山市のほうまで走ることもあるとお聞きしております。

そこで、現状把握も含め、子供たちの遊び場の問題について、まず2点を質問させていただきます。

1、本市における公園設備はどうなっているのか。2、現在、雨天時等に屋内で遊べる施設はあるのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 牛田議員ご質問の1番目、子供たちの遊び場問題についての1点目、本市における公園整備の計画はどうなっているのか、についてお答えいたします。

現在、岩出市内の公園については、都市公園として、さぎのせ公園、紀泉台の4公園、東公園、大宮緑地、根来公園墓地、根来S L公園の9つの公園と宅地開発に伴い設置された328の団地内公園があります。また、その他の公園としましては、水栖大池公園、新坂ふれあい公園などの農村公園、防災公園として交通公園があります。

公園整備については、これまで、ゆとりと安らぎの空間づくりとして、平成23年にさぎのせ公園、水栖大池公園の2公園を新設し、その後、防災体制の機能強化として、令和3年、交通公園、令和5年、東公園、令和6年、さぎのせ公園のリニューアルを実施してまいりました。

新たな公園の設置については、候補地の確保、事業財源など、現実的に難しい問題も多いことから、新設の公園設置ではなく、既設の公園の機能強化として、公園整備に取り組んでまいりました。しかし、近年の人口減少、少子高齢化の進展に伴い、団地内公園の利用、管理に対する地元からの相談が年々増加する中、今後の取組として、現在、団地内公園の整理統合を対象とした新設公園の整備についての調査研究を行っているところです。

団地内公園の整理統合については、新設公園の規模、候補地の確保、整理統合する公園の選定など、計画の策定、そしてまた、整理統合の対象となる公園については都市公園となるため、最終的に国との協議が必要になってまいりますが、実現すれば新設公園の設置を行うこととなります。

新設公園の設置の際は、一時避難地や応急仮設住宅の建設候補地など、有事での活用を視野に進めることとなりますが、子供たちの遊び場としての機能についても検討してまいります。

次に2点目の、現在、雨天時などに屋内で遊べる施設はあるのか、についてお答えいたします。

現在、市が設置する公園で、雨天時などに屋内で遊べる施設はございません。都市公園法に基づく公園施設として設けられる建築物の設置基準については、その他政令で定める特別の場合を除き、当該都市公園面積の敷地面積に対する100分の2を超えてはならないとされています。また、公園内にある大型複合遊具が雨をしのぐ構造となり、施設のように見えるものも中にはありますが、屋内で遊べる施設の大半は、図書館、博物館、こども館、アミューズメント施設など、併設施設であるため、公園整備において、これらの施設を建設する考えはございません。

今後、公園設置において、他施設との併設機会がありましたら検討いたします。

生活福祉部長。

- 松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目の2点目、現在、雨天時等に屋内で遊べる施設はあるのか、にお答えいたします。

子供が遊べる屋内施設については、未就園児を対象として、市内2か所に子育て支援センターを設置し、保護者と一緒に安心して遊べる環境を整えております。平日は岩出保育所内は9時から14時まで、総合保健福祉センター内は9時から16時まで、いつでも気軽に利用できます。また、令和6年11月から土曜日も月1回、総合保健福祉センター内で、あいあいサタデーとして、9時から12時まで利用可能となっており、令和7年10月からは月2回土曜日を利用できるように拡充いたします。

また、主に小中学生には児童館が3か所あり、平日の火曜日から金曜日は13時から19時まで、土・日・祝日は9時から18時まで、天候に左右されず自由に利用できるようになっております。

- 玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

- 牛田議員 今、現時点で、岩出市内にある屋内の施設、市民への周知についてはどのように行っているのでしょうか。

- 玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

市民への周知につきましては、市の広報紙やウェブサイト、また、4か月健診時にチラシ等を手渡しするなど、周知をしています。また、土曜日に利用できる、あいあいサタデーについては、岩出市子育てアプリの子育て支援センターだよりも掲載しております。

- 玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

- 牛田議員 公園や屋内の公共施設をつくるには、簡単なものではないことを重々承知しております。1つ考えていただきたいものは、私たちの子供のときはどうだったか。外遊びは当たり前であったこと。砂場や水遊び、ボール遊びもできましたよね。徒歩や自転車で遠くまで行ったこともあったのではないのでしょうか。学校は門を常に開いていて、自由に遊べた記憶もございます。今、不審者や犯罪、トラブルなどがあり、管理や監視が必要な時代、どうしてもこの自由が子供たちにさせてあげたくとも難しくなっているのは残念です。

私は、昔の育児や遊びの環境を時代に合った形で、できる限り今に戻していきたいと考えます。遊びは、体の健康はもちろん、心身の発達や人間関係を築くのにとっても大事なことと感じております。それは今の子供たちに一番足りていない部分であり、必ず必要なものです。

もう一つ付け足せば、使い方によっては子供からご高齢の方を自然につなぐことも可能と考えます。老朽化した施設改修の際に、ほかの施設との協力で、屋内施設を併設する取組、これは、今後、岩出市に子を産み、育てていく。その子供たちも、他府県や他市へ移住するのではなく、岩出市で子育てをしたいと思えるようになるには、住居環境を充実させていくことは1つの条件ではないでしょうか。

全国的に、人口減少、少子高齢化が進む中、この岩出市を子育てがしやすいまち、若者が離れないまち、高齢者が孤立しないまちを目指していかなければいけません。ぜひとも、これから市長、副市長、職員の方と協力し、つくり上げていければと思います。答弁は結構です。ありがとうございます。

○玉田議長　これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員　2点目の質問です。障害者の親亡き後の問題に続き、直結するのが障害者入所施設の待機問題です。全国で2万人以上の待機があり、令和7年度、厚生労働省はこうした現状を踏まえ、都道府県や政令都市129の自治体を対象にし、入所施設の待機者の状況について、初めて調査を行ったそうです。この129自治体のうち、待機人数を把握していない、できていないことが分かりました。

幾つかの当事者の声をお聞きください。お子様は私と同じ30代前半、私も高齢になってきて、このあり余った子供の体力についていくことが難しくなってきました。たまたま空きが出てきたので、急がねばと思い、施設に入れた。ショートステイの利用だけだったので、毎週決まった日に息子が帰ってきていた。今、施設にいる息子はそろそろ私が迎えに来るのかと待っていると思う。今日、印鑑を持って、施設入所の申込みに行ってきます。何とも言えない複雑な思いです。これが障害者の親の現状です。思いです。

そして、質問に出てきます強度行動障害についてですが、皆様ご存じでしょうか。主な症状としましては、食べられないものを口にしたりする異食、危険につながる行動、外での道路への飛び出し、何時間も泣き続け、自傷行為、他害の行為など、高い頻度であること、この症状が出ることで、強度行動障害という名前になります。

これは医者診断もなく、認定の区分や行動関連項の合計点数などで決まるんです。この強度行動障害は特別な配慮が、支えが必要になってくる状態のことを言います。

一般的には、子供が大きくなり、専門学校や就職、自分で行き先を決め、夢に向かうことや、結婚し、子供ができたりと、うれしい、喜ばしいことも多々あるかと思いますが、私ぐらいの年になっても発語がなかったり、排せつのコントロールも難しかったり、手を離すとどこかへ行ってしまう。親にとって預かっていただけるのはありがたいですが、感謝しかありません。こんな我が子を、これから先、親ではない、ほかの方にお預けする不安はとても消えません。

私は、この現状、市と県の問題ではなく、国全体、国レベルでの問題とっております。考えるべきであると思っております。市での対応、対策もとても大切だと思っております。当事者だから分かる細かい問題も必要と考え、市民の皆様を知っていただきたく、この課題を取り上げました。

質問へ入ります。障害者入所施設の待機問題について、まず3点お聞かせください。

本市における障害別の入所施設、グループホームの待機人数について。

2、強度行動障害者の人数の把握はできているのか。

3、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で、身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、どのような協議をしているのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の2番目、障害者入所施設の待機問題について、にお答えします。

まず、1点目の本市における障害別の入所施設、グループホームの待機人数については、本市には障害者支援施設は設置されておりませんが、共同生活援助（グループホーム）は2か所あり、運営法人からの報告等によりますと、現時点では、待機者はいないとのことでした。

なお、施設入所支援や共同生活援助等の障害福祉サービスの申請があった場合には、必要性を確認の上、速やかに支給決定を行っており、こちらにつきましても現時点で待機となっている方はおられないです。

次に2点目、強度行動障害者の人数を把握できているのか、についてですが、強度行動障害を有する方の人数は、障害福祉サービスを利用していない方もおられる

ため、実際の人数は把握できません。しかし、生活介護、施設入所支援など、障害福祉サービスの支援決定時に実施する障害支援区分認定調査における行動関連項目の得点が1点以上の方を対象とする重度障害者支援加算の状況から、強度行動障害の可能性が高い方の人数を把握することができます。この重度障害者支援加算の対象者数は、令和4年度、17人、令和5年度、17人、令和6年度、52人となっております。

次に3点目、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で、身体障害、知的障害及び精神障害についてどのような協議をしているのか、についてですが、那賀圏域障害児・者自立支援協議会では、身体障害、知的障害、精神障害を含む多様な障害に対応するため、4つの専門部会と差別解消支援地域協議会を設け、それぞれの課題に応じた協議を行っております。

知的障害者及び身体障害者に関しては、就労支援部会や人材育成部会において、就労支援体制の整備や工賃の向上、それから支援者の育成、さらには強度行動障害を有する方の支援体制の構築などを含めて、包括的な支援について協議が進められています。精神障害者に関しては、精神障害者専門部会において、精神障害のある方への地域啓発や思春期支援、医療との連携等についての協議が行われています。また、地域生活支援拠点等の整備に関する検討も行っており、障害の種別を問わず、緊急時対応や地域移行支援、親亡き後の体制整備といった共通課題についても議論しております。

加えて、差別解消支援地域協議会では、全ての障害を対象に、障害者差別の解消や合理的配慮の提供に関する事例検討や研修を実施しており、本年度はアンケート調査の実施に向けた取組を進めております。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 再質問です。

1、市が把握する強度行動障害者数、令和4年から5年度17人から、令和6年度が52人とかなり人数が増加している。これの要因は何か。

あともう一つ、2点目、強度行動障害について、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で協議されていることはあるのか。よろしくお願いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、重度障害者支援加算の支給対象者が増加した主な要因といたしましては、令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定により、加算の対象範囲が拡大されたことによるものと考えます。具体的には、従来は区分6以上かつ行動関連項目10点以上が対象でしたが、改定によって、区分4以上かつ行動関連項目10点以上も対象に含まれるようになりました。この基準の拡大、細分化により対象者が増えたものと考えております。

次に2点目、強度行動障害について、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で協議されたことはあるのかということですが、これまで那賀圏域障害児・者自立支援協議会から委員が、和歌山県自立支援協議会の行動障害分科会に参加するなど、地域内外での情報共有や支援体制の構築に取り組んできました。

ただし、那賀圏域障害児・者自立支援協議会で、強度行動障害を個別テーマとして協議した実績はございません。一方で、関連する取組として、本年7月17日に行動障害に関する研修を予定しており、支援者の理解と対応力の向上を図っております。

同協議会においては、強度行動障害にある方への支援体制の整備に向けて、まずは支援者の理解促進と質の向上に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時15分から再開いたします。

休憩 (13時55分)

再開 (14時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告8番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員、1番目の質問をお願いいたします。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、災害対策について、土のうステーションの取組。

近年、短時間で局地的に降る集中豪雨や大型台風などが全国的に増加傾向にあります。こうした状況から、災害に備えるといったことは、市民にとっても大変重要ではありますが、どの地点にどれだけの雨が降るかなど、まだまだ予測できないことも多く、実際には、浸水被害への対策、備えは、なかなか進まないのが現状ではないでしょうか。

さらに、浸水被害を軽減する土のうを備えるのは、市民にとってもハードルが高いように感じます。今、市では、地域防災力、震災対策の充実強化を目指し、検証と充実に計画を進めていますが、様々な災害の備えや想定していくことも必要です。

そこでまず、1、自主防災組織などでは、それぞれの組織内に必要な資機材など補助金を活用し、備えられていると思いますが、備品等はどんなものがあるのか。

2つ目は、緊急で土のうが必要になった場合、現在どのように市は対応しているのか。

3つ目は、今、様々な自治体で浸水被害など、災害に備え、自助・共助の取組の中で、市内各地に土のうステーションの設置に取り組む自治体が増えてきました。市民が自由に利用できる土のうを収容したステーションです。

今回は、有田市の部分の資料提出を行いました。こちらは有田市で行っている各ステーションですね。地域に備えられているステーションです。こちらのほうは、河川、裏に地図があると思いますが、河川の関係上、川に沿った形で備えられておりますが、それ以外にも、ほかの市町村では様々な防災公園や地域の集会場など、利用できるようなところに置かれているといったことがございます。申込みも不要、利用個数は自治体によって決められ、運搬は利用者自身が行う。返却、回収を行うかも自治体が決める、返却、回収の場合も、利用者自身が行うといった形です。

事前に必要なときに準備ができるということもでき、いざというときにも、より身近な場所で取りにいける。市でも土のうステーションの設置をしてはどうかという市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の1番目のご質問、災害対策についての1点目、自主防災組織などで備えられている備品等はどんなものがあるか、についてお答えします。

自主防災組織で備えられている備品等の内容ですが、災害時に備え、資機材では、発電機、テント、メガホン、懐中電灯、はしごや担架などです。また、避難時等において必要となる保存水、毛布、ブルーシート、カセットコンロ、簡易トイレが主

なもので、そのほか、トイレトペーパーや衛生用品などを備蓄しているところもごさいます。また、水防活動のため消防屯所に土のう袋を備えているところもごさいます。

2点目、緊急で土のうが必要となった場合、どのように対応しているか、についてお答えします。

事前の浸水対策の場合は、原則、土のうに限らず、個々の状況に応じた浸水対策を各ご家庭でお願いしているところです。緊急を要する場合、市役所駐車場の南側に保管している土のうを市民の方に直接取りに来ていただくこととなります。また、不足するような場合は、岩出市建設業協会等と締結している、災害時における応急対策業務に関する協定による要請を行うなど、対応してまいります。

最後に3点目、土のうステーションの設置の考えは、についてお答えします。

先ほども申し上げたとおり、土のうについては、他の災害対策と同様に、原則として、各ご家庭でご準備いただくようお願いしています。そのため、市としては土のうステーションを設置する予定はありません。ただし、緊急時には、例外的な対応として、市役所の駐車場にて土のうを配布いたします。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 再質問を行います。

消防の屯所のほうに土のうが置かれているということなのですが、こちらのほうは、例えば雨が降ったときに、市役所に行くよりも、そこでもらったりということはできますか、市民が。屯所というのは地域にあるんで、逆に言ったらもらいやすいと。消防屯所に備えてある土のう等については、どのような形で渡すことができるのか。また、消防の関係者がやりに来てくれるのか。

その辺ちょっとお聞きしたいのと、各家庭に備えていただきたいというのは、もちろん自助という部分では必要なことだと思います。でも、先ほど言ったみたいに、土のうを各家庭で備えておくというのは、物すごくハードルが高い。そうした意味で、事前に分かるものであれば、市まで取りにいったらいいよというのであるんですけど、大概ですね、私も、この間経験した、雨などで連絡あった場合は、どうしたらいいんですかというときは、市役所に電話していただきということしかできなかった。

逆に、土のうの件については全く触れることもなく、市役所にとにかく言ってくださいということしか言えなかった。現場に向かったときは、大体が、各家庭、家

庭だけで対応されているんじゃないかと、ご近所さんも一緒に、水の流れどうするかというのを考えておられるといったことがあったんです。そういうことを考えたら、最も身近なところで取りに行けるといったような状況が、備えとしてはふさわしいんじゃないか。各家庭で備えてくれたらいいというのは分かるんですが、これ土のうを備えるというのは、なかなかハードル高いですよ。

そうした意味で、今、各市町村などがこうやって自由に持っていける土のうを備えているんですよ。防災公園に備えるだとか、いろいろ方法あると思うんです。そうした考えは持っておられませんか。

それでもなおかつ各家庭に備えてほしいということでしょうか。自助・共助というのであれば、こういうように備えをできるように、身近なところでもできるようにするというのが、私は大事なことだと思うんですが、その観点から見てもどうでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、消防屯所に置いてある土のうについては、もらっていったいいのかわ、もしくは消防の方が配られるのかというようなご質問だったと思うんですが、各消防屯所に置いておる分というのは、消防の分団のある地区で備え付けているという形になりますので、地区の方の考え方で、地区の中で使われるということであれば、自主防災組織、消防団のところで判断でお配りすることもあるかとは思いますが。誰でも、どこの屯所へ行って、もらうという、そういうことではありません。

それと、各家庭において土のうを配備するというのは非常にハードルが高いと。身近なところで取りに行けるようにすればよいのではないかとというようなご質問だったと思います。確かに、土のう袋自体は、ハードルが高い部分もございます。ただ、最近では、土のうだけでなく、水のうなどをご利用される方もありますので、それであれば袋だけ用意しておいて、あと水を張れば、土のうの代わりになるというところもございます。

議員もおっしゃっていただきましたが、基本的に、まずは自助・共助の部分で、自身の安全対策をしていただきたいという観点から、自分でご用意いただきたいという部分の自助・共助の話をさせてもらっております。

そして、万が一の緊急性のある場合、こちらについては公助、行政がしなければいけない部分として、土のうを渡しているという形になっております。自助・共助、

先ほどの三栖議員のご質問のほうにもありましたけども、検証事業の中で、住民の皆様方の防災意識の向上、自助・共助を強く捉えていただくという部分もございません。できる限り自分たちのほうでご準備いただきたいというふうに考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 事前に緊急で備える場合は、市役所に取りに来たらいいという形になっておりますけど、そうしたことを、例えばホームページ等々できちっと知らせるか、そういう防災関係の部分で市民にお知らせするということはできてますか。そこは大事だと思うんです。

事前に分かる分は取りに来てください、渡しますよというのであれば、そういった場合には備える。もちろん備えてほしいというのはあったにせよ、こちらでも用意してますというふうに言わないと駄目だと思うんです。

だから、何回も言うように、家庭で備えるというのはなかなかハードルが高いんですよ。逆に、水のうでできるというのであれば、こういうのがあるよというの、方法としてしっかりと周知するということは十分必要だと思います。

分かって取りに行くということはあるかもしれない。ただ、本当に必要なときに、ぱっと、ここにあるよというのが分かったら、そこに取りに行けるということが重要ではないかと。その場合は、市役所の職員が動くのか、建設業界の方が動くのか。危険な思いしながら、もちろんこれ市民も同じですよ。ただ、市役所でも大変じゃないですか。そういうときというのは、たくさんいろんな情報が、連絡が入るわけですからね。そうした中で、どういうふうに身近なところで何ができるかというのをしっかりと市民にも、自分たちが動けるようにするためには身近なところでできるんじゃないですかということ、設置をお願いしたんです。その辺について、もう一回答弁もらえますか。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、市民の周知についてですが、これにつきましては、現在、検証事業の中でも、防災意識の向上の中で、市民にいろいろ周知していかなあかんという部分もございます。ですので、できてない部分もありますので、今後、周知はさせてもらいたいと思います。

それと、ご質問の中で言っていたいたんですが、事前については、まずご自身

で準備していただきたいというふうな考え方でございます。緊急時については、市役所の駐車場等でもお配りさせていただきますというお答えをさせていただきます。土のうステーションにつきましても、やはり維持管理していくのにもマンパワーがかなり必要な部分もでございます。その部分でも、併せて、現在のところ、緊急時の市役所の1か所での配布という形にさせていただきたいと考えております。

すみません。1点漏れておりました。先ほど私が申し上げました、水のう、こちらについても、また周知のほうさせていただきたいと思っております。

○玉田議長 これでは、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 終活支援についてであります。エンディングサポート事業。

2024年6月議会で終活サポート体制について質問を行いました。そのときはエンディングノートの書き方、心配事や分からないことを相談できる窓口の設置を求め、現在、市でも包括支援センターにおいて、終活を考えようと、窓口の設置を行っていただいています。

今回は、さらに支援をもう一步進めるために質問を行います。報道等で身寄りのないなどの事情で、引取手がなく自治体が火葬などを行った遺体は、2023年度、全国で4万人余りに上ったと推計されることが、厚生労働省の初めての調査で分かったという記事を目にしました。この調査は、引取手のない遺体や遺骨の取扱いについて、全国1,700余りの全ての自治体を対象に初めて調査を行い、およそ1,160の自治体が回答、全国でおよそ4万人という数字は、令和5年に死亡した人の2.7%に当たり、厚生労働省は、単身の高齢者などの増加に伴って、引取手のない遺体は、今後さらに増加するとしています。

その背景には、高齢者や単身世帯の増加、家族関係の希薄化などがあるとされています。人が亡くなると、その親族が弔うのが一般的です。しかし、何らかの事情で家族と親族と疎遠になり、周辺との関係性も乏しい場合、引取先不明遺体となり、死亡地の市町村が火葬などを行うこととなっています。

墓地、埋葬等に関する法律によるもので、その9条には次のように記載されています。死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明してないときは、死亡地の市町村長がこれを行う。死亡した場所の自治体が火葬することが法律で定められていますが、その手順に統一した基準はありません。そして、遺骨は一般的に一定の人間関係がある人が引取り、管理をすればよいのではないかということにな

りますが、誰も引き取る人がいなかったとき、民法の枠内では解決が難しくなっています。遺骨が誰に帰属するのか、弔いはどこまで誰がやるべきか、法的には明確に定まっていません。また、身元が分かっているながら引取手がいない遺骨も地域によっては増加しており、対策を進める自治体も出てきています。

そこで、まず1つ目は、引取手のない遺体、遺骨の市の状況についてお聞きをいたします。

そして2点目は、火葬を行うまでの対応について。

3点目は、公的に火葬など、対応が行われる場合、死亡届や遺体の対応はどのようにしているのか。

4点目は、遺骨の保管場所、保管期間、期間を過ぎた場合の対応について教えてください。

5つ目は、エンディングサポート事業導入の考えについてです。早い段階から対策に乗り出すことで、この問題に向き合う自治体も出てきました。独り暮らしで頼れる身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢等の市民の葬儀、納骨などに関する相談に乗り、サポートするエンディングサポート事業です。さらなる高齢化の加速、独身率の増加などの社会情勢を見据えれば、こうした事業への立ち上げは必要となってきます。

実施している自治体では、住民の尊厳を守るため、そして自治体の葬祭関連支出を減らすためという理由で、終活サポートを行うこととなったケースや、遺体、遺骨の手続、自治体で行う場合に時間がかかり、担当者の負担は相当なもの。さらに遺品処理や遺骨保管などの問題も解決していかなければならない。住民が自分の希望どおりに最期を迎えるため、そして自治体の負担軽減のためにも、自治体が主体となり、積極的に終活支援を行っているということです。

エンディングサポートプランの事業は、元気なうちに終活情報を登録しておくことができる事業、緊急連絡先、エンディングノートの保管場所、葬儀、納骨、遺品整理の生前契約、遺言書の保管先、お墓の所在地など、そのほか市は事業の登録者に対し、定期的に生活状況の確認や、リビングウィル、生前の意思の保管、関係者への情報提供を行います。これらを登録することで、亡くなった際に自分の意思を尊重して、葬送をしてもらえる。何より自治体に関わることで、高齢者が安心して相談ができる仕組みは、誰にも迷惑をかけずに死にたいと願う市民にとっても必要な事業であると考えます。

そこで、設置の考えはいかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、終活支援について（エンディングサポート事業）についてお答えします。

まず1点目、引取手のない遺体、遺骨の状況は、についてですが、死亡者の身元が判明していない場合には、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により、死亡地の市町村長が遺体の取扱いを行うこととなります。また、死亡者の身元が判明している場合には、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、同じく市町村長が埋葬等の手続を行うこととなっております。

これら法律に基づく過去5年間の本市での埋葬等の執行状況については、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づくものはゼロ件、墓地、埋葬等に関する法律に基づくものは、令和2年度、ゼロ件、令和3年度、ゼロ件、令和4年度、2件、令和5年度、2件、令和6年度は3件となっております。

次に2点目、火葬を行うまでの対応は、についてですが、遺体、遺骨の引取手がいない方が亡くなられた旨の連絡が警察や医療機関等からあった場合には、まず警察等が把握している情報に基づき、亡くなられた方の親族の有無や所在などを確認することとなります。その結果、親族がいない場合、音信不通等により親族の所在が不明な場合、親族に連絡は取れたものの火葬や遺骨の引取りを拒否された場合には、市が速やかに火葬等の必要な手続を行うこととなっております。

次に3点目、公的に火葬などの対応が行われる場合の死亡届や遺体の対応は、についてですが、死亡届の提出につきましては、通常、死亡届の届出人が火葬許可証の交付申請を行うこととなっておりますが、戸籍法に定める届出人がいない場合や、遺体を引き取る方がいない場合などには、警察から交付される死亡通知をもって火葬許可を取得する対応を行っております。また、遺体の引取りや火葬等の手続については、市が葬儀会社へ依頼し、必要な対応を実施しております。

次に、4点目の遺骨の保管場所、保管期間、期間を過ぎた場合の対応は、についてですが、遺骨の取扱いにつきましては、原則として、葬儀会社を通じて寺院に依頼し、墓地における共同埋葬をお願いしております。また、親族が存在するものの、連絡がつかず、遺骨の引取りについて意思確認ができていない場合につきましては、火葬後、寺院において一時的に個別で遺骨を保管していただいた上で、親族の所在を調査し、書面にて引取り意思の確認を行うこととしております。なお、個別での遺骨の保管期間については、特に期間の定めは、今のところ設けておりませんが、

現在、個別に遺骨を保管している事例はございません。

最後に、エンディングサポート事業の導入の考えは、についてでございますが、エンディングサポート事業は、終活に関する相談や、頼れる身寄りがなく、葬儀、納骨に不安を持つ人が、葬祭事業者と生前に契約することなどを市町村が支援する事業であり、この事業を実施している自治体があることは把握しております。

本市では、終活に関する相談は地域包括支援センターで対応しており、独り暮らしで自分の死後の葬儀等を心配して相談に来られる高齢者などにも対応しております。また、相談内容によっては、司法書士や弁護士等につなげたり、エンディングノートの機能を持つ那賀圏域で作成したメッセージノートを勧めるなどの対応もしております。よって、現在のところ、さらなるエンディングサポート事業の導入については考えておりません。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 件数については、それほど多くはないと思うんですが、確実に、令和6年度の場合で3件という形で、今後、増えてくる可能性も高くなってくると思うんです。引取人不明遺体の火葬などを行う市町村は、厚労省の調査によれば、ルールなどが特にないというのが4割を超え、独自のマニュアルを用意している自治体は1割程度というのが実態だということで、連絡する親族の範囲や遺体を保管する期間などにも、先ほども一時的にはやってるけど、今現在、ないということなんですが、定まっていないということです。

そうした形で、保管する期間などにも各自ばらけているというのが現状なんですが、やはり岩出市にもマニュアルや一定の決まり事というのが必要だと思うんですが、それというのはしっかりとつくられているのか。というのは、件数が少ないからこそ、あのときどんな対応だったのかという事例を、もちろん公的な機関なんで、しっかりと前の状況を確認しながらやると思うんですが、やはり誰が担当しても、誰がどの状況で担当課に行ったとしても、やはりスムーズに行うといったことも必要になってくるかと思います。

そうした意味では、そういうマニュアルの対応をすることも必要なのではないかと考えますが、その点についてお聞かせください。

あとは、地域包括支援センターでの終活相談ですね。当然やられていると思うんですが、それが現在どれぐらいあるのかという点をまずお聞きをいたします。

エンディングサポート事業の取組というのは、今のところ考えていないと。各自弁

護士さんや葬儀事業者とも連携を取りながら、連携を取っているわけじゃないけど、こんなのがありますよという紹介をしていると思うんです。先ほど言った事例というのは、相談者とその間、事業所との提携も、間に行政の公的な機関の市の職員さんが一緒に入ってくれることによって、安心ができる。だって、自分が死んだらもう分からない。だけど、死んだとき、亡くなったときに、ちゃんとどのような形で進められるかというのが分かることによって、安心感ができる。それを公の機関がしっかりとやってくれるという点では、ものすごく安心感を得られるというふうに市民の方にもよく言われてます。

というのは、最近多くなってきたのは、やっぱり高齢化が来てて、先に身内が亡くなり、自分が独りになってしまった場合というケースが、岩出市の方々にもたくさんおられて、その場合、市来さん、頼んどくで、わしが死んだらとかと、やっぱり言われるんですけど。私もそうした専門家ではありません。当然、包括支援センターを紹介したり、当然、弁護士さんにとという形にはなるんですが、やはりしっかりとしたところで、自分が亡くなるのをちゃんと分かるようにするためと、市の行政に入っていただくことが、すごく安心だというお声を聞いています。

そうした意味では、さらに、今のところは相談機関、地域包括支援センターでやるよということなんですけど、やはりやっている自治体は、時間をかけてでも、研究を行いながら進めてきています。今からやっとならないと、いざいろんなことが起こったときには、また大変な状況になるんで、私は高齢化が来ているということで、少子高齢化という時代が来るという中では、備えという意味でも、しっかりと他の自治体を学んで、しかもそれを取り入れるという努力というのは、市に必要だと思うんで、その点について再質問を行います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど私も言ったんですけども、遺骨の保管期間等、個別の定めを設けておりませんと答弁したんですけども、それらのマニュアルについて、私どもも大事なことを考えておりますので、内規等の制定について進めておるところでございます。

それから、2点目の他の自治体のほうでもエンディングサポート事業を実施して、今後も含めて、岩出市で実施する考えはないのかというようなことでございますけども、繰り返しになりますが、終活相談だけでなく、葬儀や納骨等の生前契約

の支援までを含めた、いわゆる市来議員のおっしゃるエンディングサポート事業については、現在のところ実施する考えはないんですけども、今後、独り暮らしの高齢者の増加が見込まれる、そういう中で、現在、地域包括支援センターで実施している終活相談等の状況も検証しながら、議員言われるエンディングサポート事業についても研究を重ねてまいります。

失礼いたしました。終活相談の件につきましては、令和6年度の終活に関する相談につきましては12件でございました。終活相談の内容につきましては、遺言書の作成方法や相続に関すること、それから身寄りがない方からの自身の葬儀等の手続やお金の管理などございました。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 実際には12件ほどが、やっぱり窓口をつくれれば出てくるという、いろんな話としてあるということなんです。終活について、人生の終わりは全ての人に関わる問題であります。だからこそ、人生の終わりに向けた準備を少しでも考えていくきっかけづくりというのは大変重要になってくると思うんです。

今後、終活についての市民の皆さんにもやっぱり考えていただくという機会というのをつくっていくということは、行政の役割でもあるんですが、今年度で何か取組を行うことや、また次年度でも、終活について、やはりしっかりと市民の皆さんにも知っていただくという、考えてもらうという機会というのをどういうふうに考えているのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

終活を自分ごととして考えられるように、周知をどのようにしていくのか、どのような取組をしていくのかというようなことであったと思いますけども、市としましては、終活について、市ウェブサイト掲載をはじめ、様々な機会を捉え、周知を行っているところでございます。

今年の7月には、高齢者の支援者でもある民生委員・児童委員の研修会において、地域包括支援センター職員が終活をテーマに講話する予定です。今後も市民向けの講演会など、終活を自分ごとと捉えていただける取組を考えてまいります。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 学校給食について（給食費相当の補助金・給食でつなぐ子供の居場所づくり）。

令和7年度も学校給食費の無償化が継続され、物価高で大変な中、子育て中の保護者の方々から助かっているとの喜びの声をたくさん聞いています。和歌山県内で自治体で県のお金を活用しながら実施に向かったことは大変いいことですが、早急に国が学校給食無償化の法整備を整えることを切に願うものです。

学校給食費の相当の補助金について、学校給食費無償化の対象とならない児童生徒のいる家庭に対し、学校給食費相当額を給付する市町村があります。対象は町や市立小中学校に就学し、食物アレルギーや長期欠席などの事情により、月に一度も給食の提供を受けていない。欠食届で給食を止めている児童生徒、市町村内に在住で、特別支援学校や市町外の小中学校に就学している児童生徒などです。

補助金の対象や町立、市立にかかわらず、私立に通う児童生徒にも対象にするなど、やり方も方法も様々ですが、実施している自治体があります。

そこで、市の状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

まず1つ目は、市外の小中学校等に通学している児童生徒への対応はどうなっているのか。

2つ目は、アレルギー等により給食の提供を受けていない児童生徒への対応は。

3点目は、市が運営する教育支援センター、フレンドに通室している児童生徒への対応。

4点目は、不登校児童への対応は。

5点目は、給食でつなぐ子供の居場所づくりの実施についてです。

文部科学省によると、23年度、全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は、全体の3.7%に当たる34万6,482人、11年連続の増加で、過去最多を更新しています。不登校の小中学生の増加が問題となる中、新たな支援策として、市内の給食センターを開放し、無料で給食を振る舞う事業を始めた自治体があります。

八王子市では、学校を休みがちな児童生徒たちのために、学校給食センターを開放して、一緒に給食を食べようという取組を行っています。学校給食センターに来て食事をすることで、社会とのつながりをつくるきっかけとして、八王子市で行われている不登校支援の1つです。給食のある日は毎日開放している。市学校給食課の担当課も、不登校の子供が1割弱が利用している。家の外に居場所ができ、給食センターをきっかけに学校に戻れた子もいると成果も上がっているそうです。栄養

バランスの取れた食事が安心感につながっていると、保護者の負担軽減にも効果があると説明をしておられました。

こうした八王子市の取組が、少しずつではあるんですが、まだまだ全国的にやっているわけではありませんが、数少ない中でもこうした取組を行いながら、不登校の対策として、学校給食とつなげるという取組というのがあるんですが、こうした自治体に学んで、岩出市でも取り組むとかできないのかという点をお聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市来議員ご質問の3番目、学校給食について、給食費相当の補助金に関する1点目から4点目まで、一括してお答えいたします。

本市の令和7年度学校給食費無償化事業は、和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金を活用して実施しております。この無償化事業は、学校給食にかかる費用を無償化することを目的に実施しております。すなわち、岩出市の学校給食を食した児童生徒の給食費実費分を、本市が負担するという事業でございます。

議員ご指摘の市外の小中学校に通学している児童生徒、それからアレルギー等により給食の提供を受けていない児童生徒、そして不登校により給食を停止している児童生徒は、実際に岩出市の学校給食を食していないので、この補助対象には含まれておりません。

給食費相当の補助金となりますと、給食費無償化の議論と同じで、県内全ての自治体で公平に実施すべき施策であり、国、県において一律に実施すべき事業であると考えております。

本市といたしましては、市単独での実施は考えておりません。

教育支援センターに通室している児童生徒への対応につきましては、学校での給食は停止しておりますが、教育支援センター「フレンド」において、給食の申込みをしていただきますと、無償で給食を食べることができます。

現状、給食の時間から通室して、食事の後、学習して帰宅する児童生徒もおります。また、教育支援センターで給食を開始して以来、朝から学校の校時に合わせて1日学習している生徒もおります。

次に、5点目の給食でつなぐ子供の居場所づくりの実施はどうか、につきましては、他の自治体で不登校の児童生徒を対象に、給食センターで給食を無償で提供している事例があることは承知しております。本市の給食センターでの実施を考えま

すと、センター2階に会議室があり、保護者の給食試食会などを実施しておりますが、ここで毎日、食数が確定しない給食を提供することは難しいと考えております。

一方で、他の場所で給食を提供するとなると、学校給食衛生管理基準により、配送車の手配や検食の実施、それから冷蔵庫と鍵のかかる保管庫の設置などが必要となります。

教育支援センター「フレンド」での給食は、これら全ての条件を満たした上で実施しております。各学校の不登校児童生徒には、学校を通じて、給食だけでもフレンドに食べにおいでよと伝えております。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 フレンドにつきましては、給食を提供しているという形で、給食を食べて、昼も残って、そちらのほうで通室がうまくいっているというような形の話聞いたんですが、こちらは学校給食を提供する場合は、予約制はあるんですか。それとも、決まった数、作っているんですか。それをまず聞かせください。

なぜなら、学校給食で、給食センターでやる場合は数が確定してないからできないとおっしゃった。でも、フレンドについてはできてますと、一方ですね。なぜよとなるじゃないですか。数が確定すれば、私、フレンドでやることももちろん重要なんですが、そうじゃなくても、学校給食センターでも、じゃあできるじゃないかというのが提案なんですね。フレンドでやっている。学校給食センターでもやればいい。

先ほど言ったのは、数が確定しないからやりませんという感じだったんですよ。じゃあ確定するということは、確定したらできるん違うかなと。フレンドの場合は、前もってこんだけ食数要りますよと、多分言っているからできているんじゃないかなと思うんだけど。学校給食で数が確定すれば、センターでできるんじゃないですか。その辺はどうでしょうか。

1つ、学校給食、当然、食数に対して払うものなんで、これについて、市外の子供たちやアレルギーの子供たちについては、やらないという形になってます。でも、アレルギーを持っている子供たちは、給食食べたくても、自分の体にやっぱり関わる問題が出てくるんで、食べたくても食べれないという理由で、あえてお弁当だったり、それを持っていかないといけないんですよ。

その場合も、もちろん家族は毎日作るわけですよ。食べてないから、学校給食もその分もらってないからという感じになっちゃうとは思いますが。食べたくても

食べられない子供たちですよね。アレルギーあるということは、食べてしまったら、アナフィラキシーショックだったりとか、そういった問題が起こったりとかいうので大変なんで、あえて家から持ってきているというふうな場合なんですけど、学校に通って、本来であれば、みんなと同じように学校給食が食べたい、でも食べれない。そうした子供たちの家庭というのも、毎日お弁当作っているわけですから、相当分を市が負担するという考えは十分できると思うんです、その分。

学校給食は、県と、もちろん市と出していますよ。でも、逆にアレルギーの子供たちに、その相当分を助成、補助しましょうというのは、単独事業としてできるんじゃないかという考えがあるんですが、その点についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

まず、フレンドのほうの申込みの件なんですけど、フレンドについては、入室するときに、最初にフレンドに行きますよというときに、給食の喫食をするかどうか、食べるかどうかという申込みを受け付けております。その数に基づいて、フレンドのほうに、毎日その数を配送しているということです。

それで、センターのほうではそれはできないのかというお話でしたけれども、不登校の子供たち全てから、その条件に合うような申込みをもらわないとできませんし、それができるかどうか。まず1つあるのが、私どもがなぜフレンドのほうでまず始めているかといいますと、フレンドで通室していつてくれている子供たちは、学校に登校しているのと同じ扱いができるわけなんです。学校に行っているのと同じ扱いができます。ですから、あそこで食べている給食は、学校で食べる給食と同じだというふうに我々は認識しております。

ただ、先ほどから申し上げています、先ほどからあった県の補助金の話もちよっとさせていただけますと、例えば学校給食センターで、不登校の子供たちに給食を提供した場合、それが補助金の対象になるかというのと、それはならないというふうに我々のほうでは今のところ考えておりますので、今の岩出の給食センターにおいては、フレンドでの提供にとどめておきたいというふうに考えており、センターのほうでの給食は、今のところは考えておりません。

それから、アレルギーの子供、不登校の子供への給食費相当額の支給の件に対しましては、先ほど申し上げましたが、やはりこれは日本全国どこの自治体においても一律に行うべき施策であるというふうに思っております。ですから、現在、全て

で一律に行えるよう、国及び県のほうが実施する事業であるというふうに考えておりますので、本市単独での実施は考えておりません。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 最後に1点だけなんですけど、フレンドは、もちろん学校の来た日という形を取り扱うんで、だからこそ、あそこに来た子たちは、申し込んだら無償になりますと。でも、不登校で悩まれている、きっかけづくりなんですよね、1つの。学校給食を食べることによって、学校と身近に考えてもらうということで、無料とか無料じゃないからという考えではなく、逆に、私は大事なのは、それをきっかけに、学校とのつながり、そういうものができるのであれば、フレンドでやることもできれば、学校給食センターでもできるんじゃないんですかという、1つの対策、不登校対策としてやられているという形でもあるんですよね、これね。やっている学校というのは。学校、市。

私は、一緒に、ここの問題で、これを一緒にやったっていうのに、それはどうなんって言われたら、そうかもしれないけど、だけど、給食センターでもできるんじゃないのと。学校に来てない不登校の生徒も、学校給食を通じて学校と身近に感じられたというのをきっかけに、学校に戻れたとか、いろんな事例があるのであれば、不登校対策としても、こうした取組ができるんじゃないんですかと。

事前にちゃんと、朝ですか、事前に言うたら、フレンドは申し込むなら食べれるというんだったら、学校給食も同じじゃないの、センターでできるんじゃないんですかと。それをやったら、例えばそれをきっかけに、学校にというような形にもなるんじゃないのかなと。

なおかつ学校給食が、今、1食幾らともらっているわけじゃないんですから、そういう1つのきっかけとして、大事な生徒が来るきっかけをつくるためにも、こういう取組をしたらどうですかということをおっしゃって、それについて再度答弁を求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

私どもが始めましたフレンドでの給食につきましては、今、市來議員おっしゃった他の自治体でやっている不登校対策という意味を含めてやり始めました。そのときに確かに八王子の給食センターでやっているということは存じてました。ただ、

私どもとしては、では、どうやって不登校対策として、言い方悪いですけど、給食を提供するか、家から出すか。少しでも学校へ戻れるような1つの条件にしていくかと考えたところ、まずはフレンドでの給食を取りかかってみようというふうを考えて、始めさせていただいたものでございます。

ですから、給食センターでの給食の提供を全く全て否定するわけではございませんが、先ほど朝申し込んだらいいんでしょうというお話もありましたけども、朝申し込まれたのでは、その日の作る給食の数がもう間に合いませんので、フレンドの場合は、もともと最初に申し込んでもらってますんで、その分、何食分と考えて、センターのほうで作っております。だから、学校の1年3組が何人ですというのと同じで、フレンドは何人ですという形で作っておりますので、毎朝申し込まれたから対応できるんじゃないのというのはちょっと難しいと思っております。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和7年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時05分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和7年6月26日

岩出市議会議長 玉田 隆紀

署名議員 井神 慶久

署名議員 福岡 進二